

発行者情報

【表紙】

【公表書類】	発行者情報
【公表日】	2026年 6 月29日
【発行者の名称】	株式会社M J E（M J E Inc.）
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 大知 昌幸
【本店の所在の場所】	大阪府大阪市中央区久太郎町四丁目 1 番 3 号 大阪センタービル6階
【電話番号】	(06)6253-7701（代表）
【事務連絡者氏名】	専務取締役管理本部長 竹中 洋介
【担当J-Adviserの名称】	宝印刷株式会社
【担当J-Adviserの代表者の役職氏名】	代表取締役社長 白井 恒太
【担当J-Adviserの本店の所在の場所】	東京都豊島区高田三丁目28番 8 号
【担当J-Adviserの財務状況が公表されるウェブサイトのアドレス】	https://www.takara-company.co.jp/ir/reference/
【電話番号】	(03)3971-3392
【取引所金融商品市場等に関する事項】	東京証券取引所 TOKYO PRO Market なお、振替機関の名称及び住所は下記のとおりです。 名称：株式会社証券保管振替機構 住所：東京都中央区日本橋兜町 7 番 1 号
【公表されるホームページのアドレス】	株式会社M J E https://mjeinc.co.jp/ 株式会社東京証券取引所 https://www.jpx.co.jp/

【投資者に対する注意事項】

1. TOKYO PRO Marketは、特定投資家等を対象とした市場であり、その上場会社は、高い投資リスクを含んでいる場合があります。投資者は、TOKYO PRO Marketの上場会社に適用される上場適格性要件及び適時開示基準並びに市場価格の変動に関するリスクに留意し、自らの責任で投資を行う必要があります。また、投資者は、発行者情報により公表された情報を慎重に検討した上で投資判断を行う必要があります。特に、「第一部第3 4【事業等のリスク】」において公表された情報を慎重に検討する必要があります。
2. 発行者情報を公表した発行者のその公表の時点における役員(金融商品取引法(以下「法」という。)第21条第1項第1号に規定する役員(取締役、会計参与、監査役若しくは執行役又はこれらに準ずる者)をいう。)は、発行者情報のうちに重要な事項について虚偽の情報があり、又は公表すべき重要な事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けていたときは、法第27条の34において準用する法第22条の規定に基づき、当該有価証券を取得した者に対し、情報が虚偽であり又は欠けていることにより生じた損害を賠償する責任を負います。ただし、当該有価証券を取得した者がその取得の申込みの際に、情報が虚偽であり、又は欠けていることを知っていたときは、この限りではありません。また、当該役員は、情報が虚偽であり又は欠けていることを知らず、かつ、相当な注意を用いたにもかかわらず知ることができなかったことを証明したときは、上記賠償責任を負いません。
3. TOKYO PRO Marketにおける取引所規則の枠組みは、基本的な部分において日本の一般的な取引所金融商品市場に適用される取引所規則の枠組みと異なっています。すなわち、TOKYO PRO Marketにおいては、J-Adviserが重要な役割を担います。TOKYO PRO Marketの上場会社は、特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例(以下「特例」という。)に従って、各上場会社のために行動するJ-Adviserを選任する必要があります。J-Adviserの役割には、上場適格性要件に関する助言及び指導、並びに上場申請手続のマネジメントが含まれます。これらの点について、投資者は、東京証券取引所のホームページ等に掲げられるTOKYO PRO Marketに係る諸規則に留意する必要があります。
4. 東京証券取引所は、発行者情報の内容(発行者情報に虚偽の情報があるか否か、又は公表すべき事項若しくは誤解を生じさせないために必要な重要な事実に関する情報が欠けているか否かという点を含みますが、これらに限られません。)について、何らの表明又は保証等をしておらず、前記賠償責任その他の一切の責任を負いません。

第一部 【企業情報】

第 1 【本国における法制等の概要】

該当事項はありません。

第2 【企業の概況】

1 【主要な経営指標等の推移】

連結経営指標等

回次		第18期	第19期	第20期
決算年月		2024年 3 月	2025年 3 月	2026年 3 月
売上高	(千円)	4,501,813	4,586,387	5,047,589
経常利益	(千円)	14,177	52,257	114,453
親会社株主に帰属する当期純利益	(千円)	18,317	60,515	61,390
包括利益	(千円)	18,317	60,515	61,390
純資産額	(千円)	307,506	362,371	409,071
総資産額	(千円)	2,228,265	1,822,248	2,173,153
1株当たり純資産額	(円)	272.12	320.68	362.01
1株当たり配当額(うち1株当たり中間配当額)	(円)	50(－)	130(－)	13(－)
1株当たり当期純利益金額	(円)	16.21	53.55	54.33
潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額	(円)	－	－	53.91
自己資本比率	(%)	13.8	19.9	18.8
自己資本利益率	(%)	6.1	18.1	15.9
株価収益率	(倍)	－	－	13.1
配当性向	(%)	30.8	24.3	23.9
営業活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	258,845	△101,493	111,079
投資活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△8,338	25,485	32,186
財務活動によるキャッシュ・フロー	(千円)	△130,746	△207,527	194,475
現金及び現金同等物の期末残高	(千円)	614,388	330,853	668,594
従業員数〔ほか、平均臨時雇用人員〕	(名)	125〔17〕	132〔19〕	177〔22〕

- (注) 1. 第18期及び第19期の潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、普通株式の期中平均株価がないため、記載しておりません。
2. 当社は、2025年10月15日付でTOKYO PRO Marketに上場したため、当連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、新規上場日から2026年3月末までの平均株価を期中平均株価とみなして算定しております。
3. 第18期及び第19期の株価収益率は当社株式が非上場であるため記載しておりません。
4. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員（1日8時間換算）を（ ）外数で記載しております。
5. 「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第110条第5項の規定に基づき、第19期の連結財務諸表については、Amatera su 有限責任監査法人の監査を受けておりますが、第18期の連結財務諸表については当該監査を受けておりません。また、第20期の連結財務諸表については、「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、Amatera su 有限責任監査法人の監査を受けております。
6. 2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の株式分割を行いました。第18期期首に当該株式分割が行われたと仮定して、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。また、第18期期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり配当額を算定した場合、第18期は5円、第19期は13円となります。

2 【沿革】

当社は、2006年9月東京都内において、モバイルコンテンツの普及及び新規事業支援を目的として創業いたしました。その後、同年12月に本店を大阪に登録し、「私たちが関わる人々にとって、良い人生のオペレーティングシステムのような存在になりたい。」という想いで、株式会社グッドライフOSを設立いたしました。

当社設立以後に係る経緯は、次のとおりであります。

年月	概要
2006年12月	大阪市中央区において、新規事業に係るコンサルティング業務及びOA機器販売を行うことを目的として株式会社グッドライフOSを設立（資本金3,000千円、現：当社）
2007年2月	東京営業所（現：東京支社）を東京都渋谷区に開設し、東日本への営業展開を開始
2011年8月	看板型デザイン自販機「bord station」の販売開始
2011年12月	OA機器の販路拡大及び取扱商材の拡充を目的として、卸販売を開始
2014年4月	奈良営業所（現：奈良支店）を奈良県奈良市東向中町に開設し、地域密着型の営業展開を開始
2014年10月	事業拡大のため、本店を大阪市中央区に移転
2015年4月	保守・メンテナンスのサービス拡充を目的として、株式会社ジムテック株式を取得し子会社化
2016年10月	遠隔保守サポートサービス「ITサポートサービス（現：biz-usクラウド）」の提供を開始 これまでの各提供サービスを集約し、ICT事業を開始
2017年4月	株式会社グッドライフOSから株式会社MJEへ商号変更
2018年4月	シェアオフィス「billage OSAKA 野村不動産御堂筋本町ビル」を大阪市中央区本町に開設し、SS事業を開始
2020年4月	シェアオフィス「billage」のフランチャイズ展開を開始
2021年11月	株式会社システナと共同開発した当社独自の遠隔保守サービス「biz-usクラウド」の提供開始
2025年10月	東京証券取引所TOKYO PRO Marketに株式を上場

3 【事業の内容】

当社グループ（当社及び当社の関係会社）は、当社（株式会社M J E）、子会社（株式会社ジムテック）で構成されております。

当社グループは、「サービスやコミュニケーションを通じて世の中を元気にする」をビジョンに掲げ、ワークプレイス（働く場）をよりよくすることで企業の成長に貢献することを目標に、IT機器やインフラ設備の販売・保守、及びシェアオフィスの運営を主たる業務としております。

当社グループの事業内容及び当社と関係会社の当該事業に係る位置付けは次のとおりであります。

なお、次の2事業は「第6 経理の状況 連結財務諸表等 （1）連結財務諸表 注記事項」に掲げるセグメントの区分と同一であります。

（1）ICT事業

ICT（※1）事業は、「中小企業の情報システム部門を担うことで生産性の向上に貢献する」をビジョンとして、オフィスや店舗などの占有型ワークプレイスにおける情報通信分野の課題解決を目標としております。具体的には、オフィスや店舗に欠かせないIT機器やインフラ設備、非対面式販売ツールの提案や、メンテナンス、ネットワークトラブルへのサポートなど、業務を円滑に行うためのサービスを提供しております。

当事業は、当社のほか、子会社である株式会社ジムテックが取り扱っております。

① 直販

顧客からワークプレイスに関する課題を徹底的にヒアリングし、MFP（※2）、UTM（※3）、看板型デザイン自販機「bord station（ボードステーション）」（※4）等を中心として、当社グループが取り扱う幅広い商品及びサービスの中から顧客の事業形態、規模、インフラ状況等に応じて最も適したインフラの提案、機器設置、その後の運用までをワンストップで提供し、顧客の業務改善及び経費最適化に貢献しております。

また、主に販売形態はリース契約であり、信販会社（※5）が販売先となるため貸倒れのリスクが低く、キャッシュ・フローにおいても優れているという特徴があります。

② 卸

当社グループの取り扱う幅広い商品及びサービス等をパートナー（販売代理店）に販売するほか、パートナーに対して、販売拡大に向けた商品研修及び営業支援を実施しております。また、豊富な販売実績を確保することにより、当社グループにおいて他社より商品を安価に仕入れることを可能としております。

③ サポート

当社グループが顧客企業に設置した機器に対してメンテナンスサポートを行うほか、当社独自の遠隔保守サービス「biz-us（ビズアス）クラウド（旧ITサポートサービス）」を顧客に提供しております。

「biz-usクラウド」とは、顧客のネットワークに接続されている当社設置機器に対して、定期的に安定性、パフォーマンス、セキュリティの観点で異常がないか診断するとともに、不具合が発生した際に当社の担当者が遠隔で原因説明及び回復サポートを行うサービスであります。遠隔サポートにより迅速なトラブル対応が可能であるほか、情報セキュリティ上の潜在的なリスクを発見し、顧客のリスク軽減及び業務改善に寄与する最適なソリューションの提案につなげることで、顧客満足度及び単価向上に取り組んでおります。

※1 「ICT」とは、Information and Communication Technology（情報通信技術）のことで、通信技術を使って人とインターネット、人と人が繋がる技術のことを指します。

※2 「MFP」とは、Multi-function Printerの略で、ここでは複合機のことを指しております。

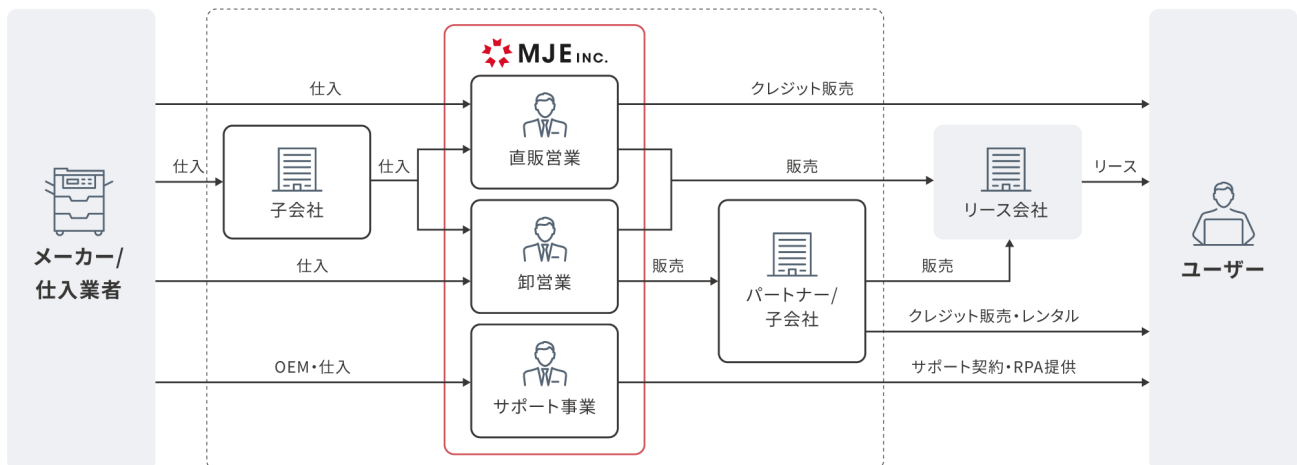
※3 「UTM」とは、Unified Threat Management（統合脅威管理）の略で、ネットワークにおける複数のセキュリティ機能を統合したセキュリティシステムのことを指します。

※4 「bord station」とは、認知度向上に特化した当社独自デザインのオーダーメイド自動販売機であり、飲料のみならず多様な商品の販売が可能な非対面式販売ツールであります。

※5 「信販会社」とは、リース会社、クレジット会社、その他金融機関を指しております。

[事業系統図]

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



(2) SS事業

SS(※6)事業は、「日本最大級のワークプレイスを提供し、新たな働く場のあり方を示していく」をビジョンとして、共有型ワークプレイスとして利用者同士が様々な情報を共有し、成長できる場の提供を目標としております。具体的には、顧客の事業状況に応じて柔軟かつ迅速にオフィス規模を変更することでオフィスの経費最適化を可能にするシェアオフィス(※7)運営及び関連サービスの提供を行っております。

① 直営(※8)

事業拡大に必要な「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」等の経営資源を集めることでビジネス機会を創出するシェアオフィス「billage(ビレッジ)」の運営を行っております。

「billage」では、事業状況に応じて柔軟かつスピーディにオフィス規模を変更できるほか、オフィスに必要なインフラ等の管理が不要であるため、顧客企業のオフィスの移転及び維持に関わる経費を低減できるというメリットがあります。また、場所の提供のみならず、利用者同士の交流会、起業家ピッチコンテスト、ビジネスセミナー等の多様なイベント開催を通じて、顧客の販路拡大、資金調達、実証実験、業務提携等のマッチング支援を行っております。

② 業務提携

直営拠点にて蓄積した運営ノウハウをもとに、業務受託方式で他事業者の施設の企画及び運営を行うほか、フランチャイズ(※9)方式にて「billage」の多店舗展開に取り組んでおります。

フランチャイズ拠点の開設及び運営にあたっては、当社が提携企業に対して「billage」の企画コンサルティング及び運営支援を行っており、物件選定からオープン後のプロモーションや顧客管理に至るまで提携企業の伴走支援を行うほか、運営マニュアルの遵守を徹底する教育体制の構築により、「billage」ブランドのサービス品質を維持しております。また、フランチャイズ拠点は、直営に比べて資本効率性が高く、ブランド全体での認知度向上による収益性向上が期待できるという特徴があります。

※6 「SS」とは、Space Solutionの略であります。

※7 「シェアオフィス」とは、複数の企業や個人が作業空間を共有し、コミュニケーションを通じて協働しながら価値を創出することを目的とした空間(コワーキングスペース)に加え、独占利用可能な個室(レンタルオフィス)を併設した形態のワークプレイスを指しております。

※8 「直営」とは、当社が主体となり運営を行うことを指します。

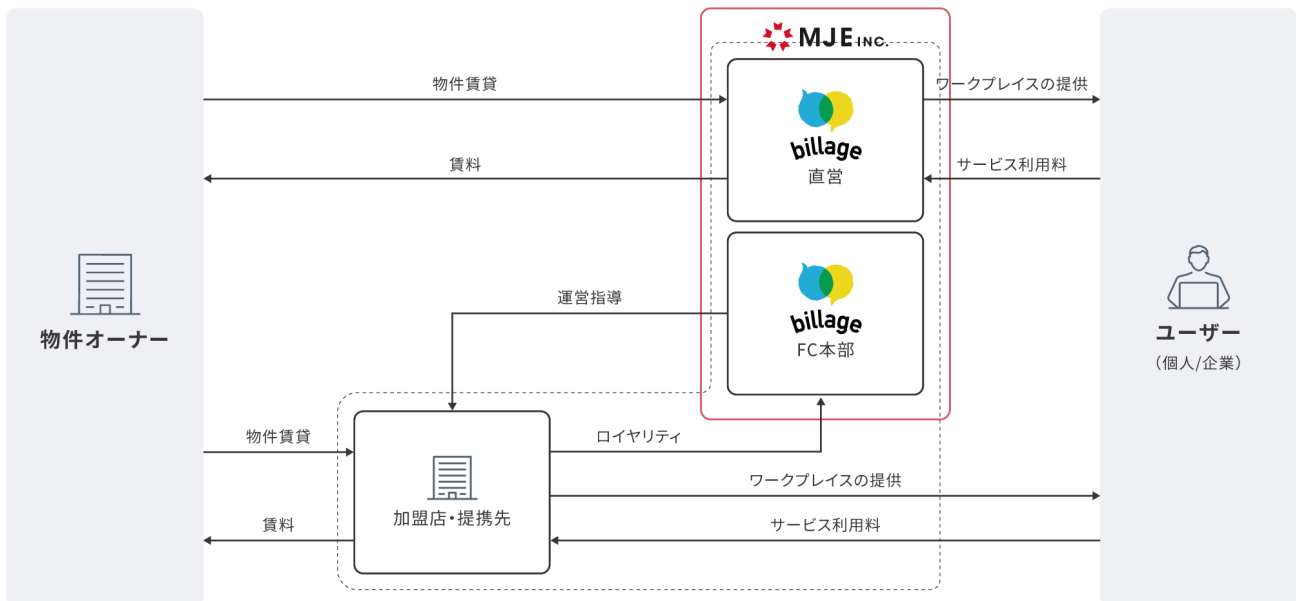
※9 「フランチャイズ」とは、当社が他の事業者運営ノウハウを提供し、他の事業者が主体となり「billage」を運営することを指します。

「billage」の各施設の概要は次のとおりであります。

施設名	運営方式	開設月	総床面積	公的認定
billage OSAKA 野村不動産御堂筋本町ビル	当社直営	2018年4月	444.3坪	大阪市イノベーション拠点 立地促進助成制度認定施設
la billage SHIBUYA ヒューリック渋谷公園通りビル	当社直営	2018年7月	68.6坪	
billage OSAKA+ 大阪センタービル	当社直営	2019年4月	214.6坪	大阪市イノベーション拠点 立地促進助成制度認定施設
billage SAPPORO ばらと北一条ビル	当社直営	2020年4月	215.8坪	
billage HIROSHIMA 合人社広島紙屋町ビル	当社直営	2021年7月	188.7坪	令和3年度 ひろしまオフィス プランニング実証事業 認定施設
billage KANDA NCO神田紺屋町	当社直営	2021年10月	129.7坪	
billage OSAKA 朝日プラザ梅田	当社直営	2021年11月	278.9坪	
billage SHIBUYA 二宮ビル	当社直営	2022年6月	174.2坪	
billage OSAKA 大阪駅前第1ビル	フランチャイズ	2020年4月	152.3坪	大阪市イノベーション拠点 立地促進助成制度認定施設
billage KOBE 江戸町104ビル	フランチャイズ	2020年8月	61.0坪	神戸市イノベーション拠点 立地促進助成制度認定施設
billage OTSU 石山駅前近江鉄道ビル	フランチャイズ	2021年4月	40.5坪	
billage KURUME 明治通ビル	フランチャイズ	2021年6月	26.8坪	

〔事業系統図〕

以上述べた事項を事業系統図によって示すと次のとおりであります。



4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (千円)	主要な事業 の内容	議決権の所有 (又は被所有) 割合(%)	関係内容
(連結子会社) 株式会社ジムテック (注) 2	東京都中央区	15,000	ICT事業	100.0	OA機器等の販売・仕入 役員の兼任 3名

(注) 1. 「主要な事業の内容欄」には、セグメント情報に記載された名称を記載しております。

2. 特定子会社であります。

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2026年3月31日現在

セグメントの名称	従業員数(名)
ICT事業	116 (12)
SS事業	19 (4)
全社(共通)	42 (6)
合計	177 (22)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員（1日8時間換算）を（）外数で記載しております。

2. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理本部、社長室に属している者であります。

(2) 発行者の状況

2026年3月31日現在

従業員数(名)	平均年齢(歳)	平均勤続年数(年)	平均年間給与(千円)
161 (21)	31.9	5.3	5,346

セグメントの名称	従業員数(名)
ICT事業	100 (11)
SS事業	19 (4)
全社(共通)	42 (6)
合計	161 (21)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、最近1年間の平均人員（1日8時間換算）を（）外数で記載しております。

2. 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3. 全社（共通）として記載されている従業員数は、管理本部、社長室に所属している者であります。

(3) 労働組合の状況

当社グループにおいて労働組合は結成されておりませんが、労使関係は円満であり、特記すべき事項はありません。

第3 【事業の状況】

1 【業績等の概要】

(1) 業績

当連結会計年度におけるわが国経済は、米国新政権の政策動向等による世界経済への影響や中東の情勢が不安定なため、資源価格の高騰や物価高が国内経済に与える影響などがある一方で、企業収益の拡大やインバウンド需要の定着に加え、雇用・所得環境も徐々に改善し、個人消費が持ち直しの動きを見せるなど、経済活動が正常化に向かう中、企業の業況判断も改善するなど景気の緩やかな回復が続くことが期待されております。

当社グループのICT事業の属する情報セキュリティ及びOA機器の市場におきましては、業務のデジタルシフトへの環境整備からデジタルトランスフォーメーションの領域にまで幅広い関心と、サイバーセキュリティへの対応をはじめとする、オフィスのネットワークインフラ環境の改善需要が高まりを見せ、中小企業においても更なるDX化が進み、情報管理体制強化の観点から情報セキュリティ機器への需要が好調に推移いたしました。

また、SS事業で提供するシェアオフィスの市場におきましては、働き方改革の多様化、スタートアップの増加、大企業のサテライトオフィスとしての利用が増加し、ここ数年で大きく成長しております。また、シェアオフィスを利用するという選択肢が浸透するとともに、資源価格と建設工事費の高騰に伴うオフィスを借りる際の賃料及び初期コストが高騰していることにより、フレキシブルに利用でき、かつ初期コストを抑えられるシェアオフィスのニーズが高く推移いたしました。

以上のような事業環境のなかで、当社グループは「ワークプレイスをよりよくすることで企業の成長に貢献する」というミッションのもと、最新の市場動向に注視し、迅速な意思決定による機動力を持って経営推進を行い、更なる企業価値の向上に取り組んでまいりました。

その結果、当連結会計年度における経営成績は、売上高5,047,589千円（前期比10.1%増）、営業利益124,813千円（前期比76.3%増）、経常利益114,453千円（前期比119.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益61,390千円（前期比1.4%増）となりました。

当連結会計年度におけるセグメント別の取り組み及び経営成績は、次のとおりであります。

(ICT事業)

ICT事業では、情報セキュリティ機器、OA機器を中心としたオフィス関連機器等や、看板型デザイン自販機「bord station（ボードステーション）」の販売に取り組み、経費最適化や業務改善などのワークプレイスにおける様々な課題のソリューションを提供してまいりました。さらに、顧客ネットワークを遠隔監視することで業務の停滞やネットワークトラブルの早期発見を可能にする当社独自サービス「biz-usクラウド（ビズアスクラウド）」のサービス内容拡充と販売促進に取り組んでまいりました。

当連結会計年度では、サイバー攻撃の多発に伴い情報セキュリティ対策への需要が拡大したことからUTM（統合脅威管理）等の情報セキュリティ機器の販売が好調に推移いたしました。また、販売代理店の拡大と総販売台数が大きく伸びたことにより、事業収益が拡大いたしました。

その結果、当連結会計年度におけるICT事業の経営成績は、売上高4,409,886千円（前期比12.5%増）、セグメント利益514,082千円（前期比23.2%増）となりました。

(SS事業)

SS事業では、「ヒト」「モノ」「カネ」「情報」といった経営資源の共有をコンセプトとするシェアオフィス「billage（ビレッジ）」を運営し、固定費最適化や通信インフラなどのワークプレイスにおける様々な課題のソリューションを提供してまいりました。

当連結会計年度では、早期の空室対策に取り組むとともに、顧客満足度の向上に努めることで、各施設入居率を高水準で維持いたしました。一方で、シェアスペースの運営委託を受けていた施設の終了、物価高に伴い賃料原価、工事原価が高騰したことにより、事業全体の収益減に影響いたしました。

その結果、当連結会計年度におけるSS事業の経営成績は、売上高649,382千円（前期比4.1%減）、セグメント利益138,772千円（前期比3.7%減）となりました。

(2) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物（以下「資金」という。）は、668,594千円と、前連結会計年度末に比べて337,740千円の増加となりました。

当連結会計年度における各キャッシュ・フローの状況とそれらの要因は、次のとおりであります。

（営業活動によるキャッシュ・フロー）

営業活動の結果増加した資金は111,079千円（前連結会計年度は101,493千円の支出）となりました。これは主に、税金等調整前当期純利益109,806千円の計上、減価償却費69,371千円の計上、仕入債務の増加62,034千円により資金が増加した一方、売上債権の増加119,790千円、貸倒引当金の減少7,771千円により資金が減少したことによるものであります。

（投資活動によるキャッシュ・フロー）

投資活動の結果増加した資金は32,186千円（前連結会計年度は25,485千円の収入）となりました。これは主に、敷金及び保証金の返還に伴う収入60,851千円があった一方、有形固定資産の取得による支出8,253千円、無形固定資産の取得による支出6,875千円、敷金及び保証金の差入に伴う支出13,525千円によるものであります。

（財務活動によるキャッシュ・フロー）

財務活動の結果増加した資金は194,475千円（前連結会計年度は207,527千円の支出）となりました。これは、長期借入れによる収入480,000千円があった一方、長期借入金の返済による支出270,835千円、配当金の支払額14,690千円によるものであります。

2 【生産、受注及び販売の状況】

(1) 生産実績

当社グループの事業内容は、提供するサービスの性格上、生産実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(2) 受注実績

当社グループの事業内容は、提供するサービスの性格上、受注実績の記載になじまないため、当該記載を省略しております。

(3) 販売実績

当連結会計年度の販売実績をセグメントごとに示すと、次のとおりであります。

セグメントの名称	販売高（千円）	前期比（％）
ICT事業	4,409,886	112.5
SS事業	649,382	95.9
報告セグメント計	5,059,269	110.0
調整額	△11,680	—
合計	5,047,589	110.1

(注) 1. 調整額△11,680千円は、セグメント間の内部売上高又は振替高であります。

2. 最近2連結会計年度の主な相手先別の販売実績及び当該販売実績の総販売実績に対する割合は次のとおりであります。

相手先	前連結会計年度		当連結会計年度	
	販売高（千円）	割合（％）	販売高（千円）	割合（％）
株式会社オリコビジネスリース	739,797	16.1	749,719	14.9

3 【対処すべき課題】

当社は、経営基盤の更なる安定と継続的な成長を目指し、常に企業価値を高めるために、以下のことを課題として取り組んでまいります。

① 人材の採用及び育成

当社は、国内の労働人口が減少するなか、事業規模の拡大及び成長のためには、当社のビジョンや戦略に共感した人材の採用及び育成が重要であると考えております。採用時には面接だけでなく、現場社員とのコミュニケーションの機会を設け、当社のリアルな状況を可能な限り認識を深めていただき、入社後のギャップを最小限に留める努力をしております。社員の育成カリキュラムにて、成功体験の積み重ね・学ぶことの楽しさ・自己の成長実感を満たす取り組みをしております。また、目標管理制度に基づいた公平な評価制度の充実、各種教育制度の拡充等、既存社員の士気と能力の向上を図り、安定的に人材を確保できる体制構築に努めてまいります。

② コスト削減

人員に依存している業務・長時間にわたる単純業務の洗い出しを行い、仕組み（RPA（※1）による自動化）で解決していくことが、中長期的な固定費及びタイムコストの削減に大きく寄与するものと考えており、新たな仕組み（RPAによる自動化）の開発も視野に検討を進めてまいります。

③ 売上高構成比の変革

当社では、強力な営業力に基づいたOA（※2）機器販売割合が高く、また、季節により業績が偏重する業績構造となっております。フロー収益とストック収益のリバランスを行い、安定した収益体質の構築が重要であると考えており、「biz-usクラウド」やSS事業などのサブスクリプションモデル（※3）の収益形態の事業拡大に注力することで、ストック収益を伸ばしてまいります。

④ ICT事業におけるセールス機会の変革

当社のICT事業では、アウトバウンド型（※4）の顧客アプローチが中心となっており、販売効率の面で課題があります。より効率的な販売を目指すため、当社が直販事業で培ったノウハウを基盤とした卸事業の拡大に注力するほか、遠隔保守サービス「biz-usクラウド」で顧客の課題を顕在化し効率的な商品提案につなげ顧客単価を高めるなどの新たなインバウンド型（※5）のアプローチ確立に取り組んでまいります。

⑤ SS事業における収益性向上

当社のSS事業は、賃料及び水道光熱費等の影響を受けやすく、安定的な事業基盤の構築に向けて各拠点の入居率及び顧客単価向上が不可欠であると考えております。今後は他社との協業による拠点展開や付加価値向上を目指し、入居率を高水準で維持しながら、顧客単価の更なる向上に取り組んでまいります。

⑥ 商品・サービスの開発体制

働き方の多様化とともに、ワークプレイスにおける需要変化がますます激しくなるなかで、顧客ニーズをいち早く察知し独自性と優位性を確保することが重要であると考えております。当社は、顧客の課題を可視化するため、ネットワークの遠隔保守サービス「biz-usクラウド」を活用したデータ分析を元に「強い商品競争力」を意識した継続的な商品企画に取り組み、さらなる付加価値を顧客に提案する体制をとっております。

⑦ 生産性向上のためのシステム投資及び開発体制

当社は事業拡大に伴い、増大する顧客データの整備と連携を目的として、社内の基幹システムの見直しを行っております。今回の基幹システムの見直しでは、社内における各種情報システムの連携による営業の効率化、今後の業務量増加を防ぐために、効率化を図るシステム開発やRPAによる業務の自動化を行い、高品質かつ効率的な業務運営を行う体制づくりが重要であると考えております。

⑧ M&A等による事業拡大

当社では、事業拡大に向けて、積極的な投資を戦略のひとつとして捉えており、その主な手段としてはM&Aを検討しております。M&Aの方向性は既存事業とシナジーが創出できる分野となります。

以上により、当社は企業価値を高め、他社との差別化を明確にすることで、より一層の業務の拡大と利益の向上に努めてまいります。

- ※1 「RPA」とは、Robotic Process Automation の略で、アプリケーションやシステムを画面上で識別しながら操作を行うソフトウェアロボットにより、オフィス業務の効率化や自動化に向けた取り組みのことを指しております。
- ※2 「OA」とは、Office Automationの略で、オフィス内の事務作業の自動化、効率化を図ることを指し、特にOA機器は、パソコン、FAX、コピー機など、OAの推進を図るための機器のことを指しております。
- ※3 「サブスクリプション」とは、商品またはサービス等における一定期間の利用権に対する料金を支払うビジネスモデルのことを指しております。
- ※4 「アウトバウンド型」とは、企業が顧客に対して電話や訪問等を行う販売業務の方式のことを指しております。
- ※5 「インバウンド型」とは、企業が顧客から電話や訪問等の連絡手段によって問い合わせ、要求を受け付ける販売業務の方式のことを指しております。

4 【事業等のリスク】

本書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

また、当社グループでは、リスクを分散化し経営の安定化を図るため、リスクの異なる事業セグメントを設けております。そのため、事業セグメント別にリスクを整理しております。

ICT事業に関わるリスク

（１）人材確保について（発生可能性：中、発生時期：特定なし、影響度：中）

当事業において、人材は最も重要な資本であり、今後事業拡大していくうえで優秀な人材を確保及びその育成を行うことが必要不可欠と考えており、強みの営業力を新卒採用や経験者の通年採用にも発揮し積極的に展開、また内定者及び社員からの紹介によるフローを整備し、入社希望者及び新入社員の確保に努めております。しかしながら、国内においては構造的な労働人口の減少等に起因し、労働集約型産業を中心に人手不足感が強まっております。これに伴い、労働力の確保や労働環境の維持・向上のため人件費等の負担が増加する可能性があるほか、今後必要な人材の育成及び確保ができなかった場合又は適切な人員配置等に支障が生じた場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。当社グループでは、目標管理制度に基づいた公平な評価・処遇制度の充実、各種教育制度の拡充等、既存社員についてもモチベーションの向上などを図り、離職率の低減にも取り組んでおり、現時点では人材の確保について重大な支障が生じる状況にはないものと認識しております。

しかしながら、就職市場の変化により採用数を確保できない、大幅な既存社員の流出等が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（２）競合について（発生可能性：大、発生時期：特定なし、影響度：小）

当事業のIT機器販売を主とする業界は、比較的容易にメーカーの代理店になることができ、商品ごとの参入障壁が低いといわれております。当社グループは、より顧客ニーズに合ったソリューションを提供できるようITに関わるリテラシー向上の教育を実施しており、競争優位性の確保に努めております。また、「biz-usクラウド」によるリモートサポートを通じた顧客満足度向上に取り組み差別化を図っております。

しかしながら、当社グループが考える差別化政策は必ずしも十分であるとは限らず、競争力のある新規参入企業により当社グループの優位性が薄れた場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（３）景気変動に伴う影響について（発生可能性：中、発生時期：特定なし、影響度：小）

当事業は、企業のワークプレイス環境にとって必要性の高い商品（IT機器、情報セキュリティ機器等）を、主に中小零細企業及び個人事業主へ販売しております。顧客の業種は、広く分散するように顧客基盤の拡充を図っておりますが、我が国のマクロ経済の悪化に伴い、顧客における事業活動への積極的な投資が控えられる可能性があるため、当社グループは「biz-usクラウド」などのサブスクリプションモデルや経費削減につながるサービスの拡充に取り組んでおります。しかしながら、そうした取り組みが十分に図れない場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

（４）主要取引先への依存について（発生可能性：小、発生時期：特定なし、影響度：大）

当事業は、京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社からの調達比率が大きくなっており、当連結会計年度の仕入高は2,103,889千円で、通期仕入高に占める同社からの割合は7割程度となっております。そのため、仕入先との密な連携を取り安定的な供給を維持するとともに、仕入の代替ルートや他メーカーの代替商品の仕入の確保などにも努めておりますが、同社の経営状態等の悪化や災害などにより商品等の供給が停止、仕入原価が大幅に高騰すると、当事業の経営成績及び財務状況の影響を及ぼす可能性があります。

(5) 急激なIT技術革新に伴う影響について(発生可能性：小、発生時期：特定なし、影響度：小)

当事業は、企業のワークプレイス環境にとって必要性の高い商品（IT機器、情報セキュリティ機器等）を、主に中小零細企業及び個人事業主へ販売しております。顧客の業種は、広く分散するように顧客基盤の拡充を図っておりますが、ワークプレイスなどで生成AI、RPAなどの技術進歩により業務の自動化・省力化が進み当社グループが扱う製品やサービスが代替えられる可能性があります。当社グループは、RPAなどの新技術を活用し顧客の生産性向上、業務の効率化、IT化、遠隔サポートに取り組んでおります。しかしながら、そうした技術革新への対応が十分に図れない場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

SS事業に関わるリスク

(1) 空き家賃について(発生可能性：大、発生時期：特定なし、影響度：中)

当事業においては、シェアオフィスの運営にあたり、物件所有者との間の賃貸借契約に基づき毎月の賃料を支払っております。

市況の変化等により、シェアオフィスの既存利用者から次期利用者への入替がスムーズに行われなかった場合には、空き家賃が発生し、計画に基づくシェアオフィスの運営が困難となる可能性があります。当社では、シェアオフィスの利用者の入替に関しては、一定の解約予告期間を設けるなど、入替に伴う空き家賃が発生しないような措置を講じております。しかしながら、そうした取り組みが十分に図れない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 競争優位性について(発生可能性：中、発生時期：特定なし、影響度：中)

当事業においては、将来、資本力のある企業が当社と同様のポジショニングによる事業展開を行う場合など、当社の競争優位性が凌駕された場合には、当社の事業展開に影響を及ぼす可能性があります。当社では、日頃から顧客との積極的なコミュニケーションの充実を図ると共に、顧客間のビジネスマッチングなどに積極的に寄与し、ICT事業とのリレーションを強化することで、顧客への総合的なサービス提供に取り組んでおります。しかしながら、そうした取り組みが十分に図れない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) シェアオフィスの開設に係る賃貸物件の確保について(発生可能性：小、発生時期：特定なし、影響度：小)

当事業においては、シェアオフィスの開設・運営にあたり適切な立地での賃貸物件の確保が必要となりますが、不動産市況の変化等により、新規物件開拓が著しく困難になる場合、また既存物件の契約条件が当社に極端に不利な条件に変更された場合や、契約更新が拒絶された場合には、計画に基づくシェアオフィスの開設・運営が困難となる可能性があります。

当社では、計画的な事業拡大を行うために、物件の開拓を行う人員体制を構築し、安定的な物件確保を図るとともに、業務提携などにより、それらの影響を受けにくい事業構造の確立に取り組んでおります。しかしながら、そうした取り組みが十分に図れない場合には、当社の経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

その他

(1) 個人情報保護について(発生可能性：小、発生時期：特定なし、影響度：大)

当社グループでは、法人顧客との取引がメインとなりますが、該当企業の担当者名などの様々な個人情報に接する機会があります。このため、「個人情報保護に関する法律」を遵守し、「個人情報保護規程」などの関連規定の適切な整備・運用と従業員への教育により、個人情報の管理には万全を期しております。しかしながら、結果として、重要な個人情報が社外に流出することなどにより、個人情報保護が損なわれた場合に、当社グループの社会的信用が失墜する等により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(2) 地域依存について(発生可能性：小、発生時期：特定なし、影響度：大)

当社グループは、日本国内に本社、支店及び店舗を展開しております。特に創業地である関西圏に集中しております。そのため、同地域における大規模地震や災害などの発生により事業運営に重大な支障をきたす可能性があります。当社グループでは、拠点毎の防災マニュアルを準備し従業員の安否確認を素早く行えるシステム整備を行い、データの分散保管を行っております。しかしながら、それらの想定を上回る規模で大規模災害などが発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(3) 特定人物への依存について(発生可能性：小、発生時期：特定なし、影響度：大)

当社グループの代表取締役社長である大知昌幸は、当社創設以来代表取締役社長であり、当社グループの経営戦略の構築やその実行に関して、重要な経営方針を決定し、事業推進において重要な役割を果たしてまいりました。当社グループの事業が順調に成長を遂げる中で、同氏に対して過度に依存しない体制を構築すべく、幹部人材の強化を図るとともに、社外取締役の採用、権限移譲を積極的に推し進めておりますが、何らかの理由により当社グループにおける業務遂行が困難になった場合、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(4) 法的規制について(発生可能性：大、発生時期：特定なし、影響度：中)

当社グループにおきましては、「特定商取引に関する法律」、「不当景品類及び不当表示防止法」、「古物営業法」、「消防法」、「取適法」、その他各種法令による法的規制を受けております。また、必要に応じ免許・登録などを取得しております。

当社グループでは、法令遵守を徹底しておりますが、万が一これらに抵触することがあった場合は、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。また、新たな規制ができた場合や規則が改廃された場合には、当該規制等に対する対応により、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(5) システムトラブルについて(発生可能性：大、発生時期：特定なし、影響度：中)

当社グループでは、業務に関連して多数の企業情報を保有しております。基幹システムとしては自社開発したシステムを使用しており、当該システムの可用性を堅牢に担保すべく、万が一のバックアップ体制を整える等安全性には万全を尽くしておりますが、災害や事故等の物理的要因、システムの欠陥や操作ミス等の内的要因、コンピュータウイルスの侵入や外部からの不正アクセス等の外的要因等により、顧客へのサービス提供等に支障をきたす可能性があります。これらの事態が発生した場合には、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(6) 内部統制体制の強化について(発生可能性：小、発生時期：特定なし、影響度：中)

当社グループは、企業価値の継続的な増大を図るにはコーポレートガバナンスが有効に機能することが不可欠であると認識しております。業務の適正及び財務報告の信頼性を確保するための体制を整備し、内部統制システムの適切な運用、体制整備に注力しております。しかしながら、事業の急速な拡大により、十分な内部統制の構築が追い付かないという状況が生じる場合などには、適切な業務運営が困難となり、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(7) 訴訟などの可能性について(発生可能性：小、発生時期：特定なし、影響度：小)

当社グループが事業展開を図るうえで、取引先、販売代理店及び顧客その他の利用者による違法行為やトラブルに当社グループが巻き込まれた場合、利用者による違法又は有害な情報の発信などにより第三者の権利侵害があった場合、もしくはシステム障害などによって取引先、販売代理店及び顧客その他の利用者に損害を与えた場合等には、当社グループに対して訴訟その他の請求を提起される可能性があります。一方、当社グループが第三者の何らかの権利を侵害し、又は損害を被った場合に、第三者の権利侵害から当社グループが保護されない可能性や、訴訟などによる当社グループの権利保護に多大な費用を要する可能性もあります。現時点では、リスク管理及びコンプライアンスの遵守体制確保のため「リスクマネジメント委員会」を設置し、十分に貢献しているものと認識しておりますが、かかる場合には、その訴訟などの内容又は請求額によっては、当社グループの経営成績及び財政状態に影響を及ぼす可能性があります。

(8) 新株予約権の行使による株式価値希薄化について(発生可能性：小、発生時期：特定なし、影響度：小)

当社は、企業の価値向上を意識した経営の推進を図るとともに、当社の業績向上に対する役職員の意欲を高めることを目的として、ストックオプション(新株予約権)を発行しております。また、今後においてもストックオプション制度を活用していくことを検討しております。本発行者情報公表日現在、新株予約権による潜在株式総数は69,000株であり、潜在株式を含む発行済株式総数1,199,000株の5.7%に相当します。今後これらの新株予約権及び今後付与される新株予約権等が行使された場合には、当社の1株当たり株式価値が希薄化する可能性があります。

(9) 担当J-Adviserとの契約解除に関する事項について(発生可能性:小、発生時期:特定なし、影響度:中)

特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第102条の定めにより、TOKYO PRO Market上場企業は、東京証券取引所により認定を受けたいずれかの担当J-Adviserと、株式上場の適格性審査及び株式上場後の上場適格性を維持するための指導、助言、審査等の各種業務を委託する契約(以下、「J-Adviser契約」とします。)を締結する義務があります。本発行者情報公表日時点において、当社がJ-Adviser契約を締結しているのは宝印刷株式会社(以下、「同社」とします。)であり、同社とのJ-Adviser契約において当社は、下記の義務の履行が求められております。下記の義務の履行を怠り、またはJ-Adviser契約に違反した場合、相手方は、相当の期間(特段の事情がない限り1カ月)を定めてその義務の履行または違反の是正を書面で催告し、その催告期間内にその義務の履行または違反の是正がなされなかった時は、J-Adviser契約を解除することができる旨の定めがあります。また、上記にかかわらず、当社及び同社は、両当事者による書面による合意または相手方に対する1カ月前以上の書面による通知を行うことにより、いつでもJ-Adviser契約を解約することができる旨の定めがあります。当社が同社より上記の解除にかかる催告期間中において、下記の義務の履行または違反の是正が果たせない場合、または同社に代わる担当J-Adviserを確保できない場合は、当社普通株式のTOKYO PRO Market上場廃止につながる可能性があります。

<J-Adviser契約上の義務>

- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第113条に定める上場適格性要件を継続的に満たすこと
- ・特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例及び特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則に従い、投資者への適時適切な会社情報の開示に努めること
- ・上場規程特例に定める上場会社及び新規上場申請者の義務を履行すること

また、当社において下記の事象が発生した場合には、同社からの催告無でJ-Adviser契約を解除することができるものと定められております。

① 債務超過

当社がその事業年度の末日に債務超過の状態である場合(上場後1年間に於いて債務超過の状態となった場合を除く。)において、1年以内(審査対象事業年度の末日の翌日から起算して1年を経過する日(当該1年を経過する日が当社の事業年度の末日に当たらない時は、当該1年を経過する日の後、最初に到来する事業年度の末日)までの期間をいう。以下、本号において同じ。また「2年以内」も同様。)に債務超過の状態でなくならなかった時。ただし、当社が法律の規定に基づく再生手続若しくは更生手続、産業競争力強化法(以下「産競法」という。)第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)または私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行うことにより、当該1年を経過した日から起算して1年以内に債務超過の状態でなくなることを計画している場合(同社が適当と認める場合に限る。)には、2年以内に債務超過の状態でなくならなかった時。

なお、同社が適当と認める場合に適合するかどうかの審査は、当社が審査対象事業年度に係る決算(上場会社が連結財務諸表を作成すべき会社である場合には連結会計年度、連結財務諸表を作成すべき会社でない場合には事業年度に係る決算とする。)の内容を開示するまでの間において、再建計画(本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画を含む。)を公表している場合を対象とし当社が提出する当該再建計画並びに次のa及びbに定める書面に基づき行うものとする。

a 次の(a)から(c)までに掲げる場合の区分に従い、当該(a)から(c)までに定める書面

(a) 法律の規定に基づく再生手続または更生手続を行う場合

当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得ているものであることを証する書面

(b) 産競法第2条第22項に規定する特定認証紛争解決手続に基づく事業再生(当該手続が実施された場合における産競法第48条に規定する特例の適用を受ける特定調停手続による場合も含む。)を行う場合

当該再建計画が、当該手続に従って成立したものであることを証する書面

(c) 私的整理に関するガイドライン研究会による「私的整理に関するガイドライン」に基づく整理を行う場合

当該再建計画が、当該ガイドラインにしがって成立したものであることについて債権者が記載した書面

- b 本号ただし書に定める1年以内に債務超過の状態でなくなるための経営計画の前提となった重要な事項等が、公認会計士等により検討されるものであることについて当該公認会計士等が記載した書面

② 銀行取引の停止

当社が発行した手形等が不渡りとなり銀行取引が停止された場合または停止されることが確実となった場合。

③ 破産手続、再生手続または更生手続

当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続若しくは更生手続を必要とするに至った場合（当社が、法律に規定する破産手続、再生手続または更生手続の原因があることにより、破産手続、再生手続または更生手続を必要と判断した場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が法律の規定に基づく会社の破産手続、再生手続または更生手続を必要とするに至った場合に準ずる状態になったと同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに定める日に本号前段に該当するものとして取扱う。

- a 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがある時等で再建を目的としない法律に基づかない整理を行う場合

当社から当該整理を行うことについての書面による報告を受けた日

- b 当社が債務超過または支払不能に陥りまたは陥るおそれがあること等により事業活動の継続について困難である旨または断念する旨を取締役会等において決議または決定した場合であって、事業の全部若しくは大部分の譲渡または解散について株主総会または普通出資者総会に付議することの取締役会の決議を行った場合当社から当該事業の譲渡または解散に関する取締役会の決議についての書面による報告を受けた日（事業の大部分の譲渡の場合には、当該事業の譲渡が事業の大部分の譲渡であると同社が認めた日）

- c 当社が、財政状態の改善のために、債権者による債務の免除または第三者による債務の引受若しくは弁済に関する合意を当該債権者または第三者と行った場合（当該債務の免除の額または債務の引受若しくは弁済の額が直前事業年度の末日における債務の総額の100分の10に相当する額以上である場合に限る。）当社から当該合意を行ったことについての書面による報告を受けた日

- ④ 前号に該当することとなった場合においても、当社が次のaからcまでに該当する再建計画の開示を行った場合には、原則としてJ-Adviser本契約の解除は行わないものとする。

- a 次の（a）または（b）に定める場合に従い、当該（a）または（b）に定める事項に該当すること。

（a）当社が法律の規定に基づく再生手続または更生手続を必要とするに至った場合当該再建計画が、再生計画または更生計画として裁判所の認可を得られる見込みがあるものであること。

（b）当社が前号cに規定する合意を行った場合当該再建計画が、前号cに規定する債権者または第三者の合意を得ているものであること。

- b 当該再建計画に次の（a）及び（b）に掲げる事項が記載されていること。

（a）TOKYO PRO Marketに上場する有価証券の全部を消却するものでないこと。

（b）前aの（a）に規定する見込みがある旨及びその理由または同（b）に規定する合意がなされていること及びそれを証する内容

- c 当該再建計画に上場廃止の原因となる事項が記載されている等公益または投資者保護の観点から適当でないと認められるものでないこと。

⑤ 事業活動の停止

当社が事業活動を停止した場合（当社及びその連結子会社の事業活動が停止されたと同社が認めた場合）またはこれに準ずる状態になった場合。なお、これに準ずる状態になった場合とは、次のaからcまでに掲げる場合その他当社が事業活動を停止した場合に準ずる状態になった場合と同社が認めた場合をいうものとし、当該aからcまでに掲げる場合には当該aからcまでに掲げる日に同号に該当するものとして取扱う。

- a 当社が、合併により解散する場合のうち、合併に際して当社の株主に対してその株券等に代わる財産の全部または一部として次の（a）または（b）に該当する株券等を交付する場合は、原則として、合併がその効力を生ずる日の3日前（休業日を除外する。）の日

（a）TOKYO PRO Marketの上場株券等

（b）特例第132条の規定の適用を受け、速やかにTOKYO PRO Marketに上場される見込みのある株券等

b 当社が、前 a に規定する合併以外の合併により解散する場合は、当社から当該合併に関する株主総会（普通出資者総会を含む。）の決議についての書面による報告を受けた日（当該合併について株主総会の決議による承認を要しない場合には、取締役会の決議についての書面による報告を受けた日

c 当社が、a 及び前 b に規定する事由以外の事由により解散する場合（本条第 3 号 b の規定の適用を受ける場合を除く。）は、当社から当該解散の原因となる事由が発生した旨の書面による報告を受けた日

⑥ 不適当な合併等

当社が非上場会社の吸収合併またはこれに類するもの（i 非上場会社を完全子会社とする株式交換、i の 2 非上場会社を子会社とする株式交付、ii 会社分割による非上場会社からの事業の承継、iii 非上場会社からの事業の譲受け、iv 会社分割による他の者への事業の承継、v 他の者への事業の譲渡、vi 非上場会社との業務上の提携、vii 第三者割当による株式若しくは優先出資の割当て、viii その他非上場会社の吸収合併または i から vii までと同等の効果をもたらすと認められる行為）で定める行為（以下本号において「吸収合併等」という。）を行った場合に、当社が実質的な存続会社でないと同社が認めた場合。

⑦ 支配株主との取引の健全性の毀損

第三者割当により当社の支配株主（当社の親会社または当社の議決権の過半数を直接若しくは間接に保有する者）が異動した場合（当該割当により交付された募集株式等の転換または行使により支配株主が異動する見込みがある場合を含む）において、支配株主との取引に関する健全性が著しく毀損されていると同社が認める時。

⑧ 発行情報等の提出遅延

当社が提出の義務を有する特定証券情報、発行情報または有価証券報告書等につき、特例及び法令に定める期間内に提出しなかった場合で、同社がその遅延理由が適切でないと判断した場合。

⑨ 虚偽記載または不適正意見等

次の a または b に該当する場合

a 当社が開示書類等に虚偽記載を行い、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合

b 当社の財務諸表等に添付される監査報告書等において、公認会計士等によって、監査報告書については「不適正意見」または「意見の表明をしない」旨（天災地変等、上場会社の責めに帰すべからざる事由によるものである場合を除く。）が記載され、かつ、その影響が重大であると同社が認める場合。

⑩ 法令違反及び上場契約違反等

当社が重大な法令違反または特例に関する重大な違反を行った場合。

⑪ 株式事務代行機関への委託

当社が株式事務を特例で定める株式事務代行機関に委託しないこととなった場合または委託しないこととなることが事実となった場合。

⑫ 株式の譲渡制限

当社がTOKYO PRO Marketに上場する株式の譲渡につき制限を行うこととした場合。

⑬ 完全子会社化

当社が株式交換または株式移転により他の会社の完全子会社となる場合。

⑭ 指定振替機関における取扱い

当社が発行する株券が指定振替機関の振替業における取扱いの対象とならないこととなった場合。

⑮ 株主の権利の不当な制限

当社が次の a から g までのいずれかに掲げる行為を行っている場合において、株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合その他株主の権利内容及びその行使が不当に制限されていると同社が認めた場合をいう。

a 買収者以外の株主であることを行使または割当ての条件とする新株予約権を株主割当て等の形で発行する買収への対抗措置（以下「ライツプラン」という。）のうち、行使価額が株式の時価より著しく低い新株予約権を導入時点の株主等に対し割当てておくものの導入（実質的に買収への対抗措置の発動の時点の株主に割当てるために、導入時点において暫定的に特定の者に割当てておく場合を除く。）

b ライツプランのうち、株主総会で取締役の過半数の交代が決議された場合においても、なお廃止または不発動とすることができないものの導入。

- c 拒否権付種類株式のうち、取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされたものの発行に係る決議または決定（持株会社である当社の主要な事業を行っている子会社が拒否権付種類株式または取締役選任権付種類株式を当社以外の者を割当先として発行する場合において、当該種類株式の発行が当社に対する買収の実現を困難にする方策であると同社が認める時は、当社が重要な事項について種類株主総会の決議を要する旨の定めがなされた拒否権付種類株式を発行するものとして取扱う。）。
- d TOKYO PRO Marketに上場している株券について、株主総会において議決権を行使することができる事項のうち取締役の過半数の選解任その他の重要な事項について制限のある種類の株式への変更に係る決議または決定。
- e TOKYO PRO Marketに上場している株券より議決権の多い株式（取締役の選解任その他の重要な事項について株主総会において1個の議決権を行使することができる数の株式に係る剰余金の配当請求権その他の経済的利益を受ける権利の価額等がTOKYO PRO Marketに上場している株券より低い株式をいう。）の発行に係る決議または決定。
- f 議決権の比率が300%を超える第三者割当に係る決議または決定。
- g 株主総会における議決権を失う株主が生じることとなる株式併合その他同等の効果をもたらす行為に係る決議または決定。
- ⑩ 全部取得
当社がTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑪ 株式等売渡請求による取得
特別支配株主が当社のTOKYO PRO Marketに上場している株券に係る株式の全部を取得する場合。
- ⑫ 株式併合
当社が特定の者以外の株主の所有するすべての株式を1株に満たない端数となる割合で株式併合を行う場合。
- ⑬ 反社会的勢力の関与
当社が反社会的勢力の関与を受けている事実が判明した場合において、その実態がTOKYO PRO Marketの市場に対する株主及び投資者の信頼を著しく毀損したと同社が認める時。
- ⑭ その他
前各号のほか、公益または投資者保護のため、同社若しくは東京証券取引所が上場廃止を適当と認めた場合。

<J-Adviser契約解除に係る事前催告に関する事項>

- ① 当社または同社が、J-Adviser契約に基づく義務の履行を怠り、またはその他J-Adviser契約違反を犯した場合、その相手方は、相当の期間（特段の事情のない限り1か月とする。）を定めて、その違反を是正又は義務の履行を書面で催告し、その催告期間内にその違反の是正又は義務の履行がなされなかった時はJ-Adviser契約を解除することができる。
- ② 前項の定めに関わらず、当社及び同社は、合意によりJ-Adviser契約期間中いつでもJ-Adviser契約を解除することができる。また、当社または同社から相手方に対し、1か月前に書面で通知することによりJ-Adviser契約を解除することができる。
- ③ J-Adviser契約を解除する場合、特段の事情のない限り、同社はJ-Adviser契約を解除する旨を東京証券取引所に通知する。

なお、本発行者情報公表日時点において、J-Adviser契約の解約につながる可能性のある上記の事象は発生しておりません。

5 【重要な契約等】

取引先名	契約名称	契約内容	契約期間
京セラドキュメントソリューションズジャパン株式会社	取引基本契約書	京セラ製品及びこれらに付随する付属品の仕入・保守サービスに関する契約	2015年6月1日から2016年3月31日まで以後、1年ごとの自動更新

6 【研究開発活動】

該当事項はありません。

7 【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 重要な会計上の見積り及び判断、重要な会計方針

当社グループの連結財務諸表は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成されております。この連結財務諸表において、損益又は資産の状況に影響を与える見積りの判断は、一定の会計基準の範囲内において、過去の実績や判断時点で入手可能な情報に基づき合理的に行っておりますが、実際の結果は見積りによる不確実性があるため、これらの見積りと異なる場合があります。

当社グループの連結財務諸表の作成にあたって利用する重要な会計上の見積り及び判断については、「第6【経理の状況】【連結財務諸表等】(1)【連結財務諸表】【注記事項】(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)及び(重要な会計上の見積り)」に記載のとおりであります。

(2) 当期の財政状態の概況

(資産)

当連結会計年度末における流動資産は、前連結会計年度末に比べて454,027千円増加し、1,702,347千円となりました。これは主に、現金及び預金が337,751千円増加、売掛金が119,790千円増加したことによるものであります。

また、固定資産は、前連結会計年度末に比べて103,122千円減少し、470,805千円となりました。これは主に、建物が34,813千円減少、車両運搬具及び工具器具備品が5,729千円減少、ソフトウェアが12,764千円減少、敷金及び保証金が47,315千円減少したことによるものであります。

その結果、総資産は、前連結会計年度末に比べ350,904千円増加し、2,173,153千円となりました。

(負債)

当連結会計年度末における流動負債は、前連結会計年度末に比べて148,963千円増加し、1,153,488千円となりました。これは主に、支払手形及び買掛金が62,034千円増加、1年内返済予定の長期借入金が64,624千円増加、未払金が7,390千円増加、未払法人税等が14,007千円増加したことによるものであります。

また、固定負債は、前連結会計年度末に比べて155,240千円増加し、610,593千円となりました。これは長期借入金が144,541千円増加、資産除去債務が10,699千円増加したことによるものであります。

その結果、負債合計は、前連結会計年度末に比べ304,204千円増加し、1,764,081千円となりました。

(純資産)

当連結会計年度末における純資産合計は、前連結会計年度末に比べて46,700千円増加し、409,071千円となりました。これは、親会社株主に帰属する当期純利益61,390千円の計上及び配当金14,690千円の支払いにより利益剰余金が46,700千円増加したことによるものであります。

(3) 当期の経営成績の概況

「1【業績等の概要】(1) 業績」に記載のとおりであります

(4) 経営成績に重要な影響を与える要因について

「4【事業等のリスク】」に記載のとおりであります。

(5) 当期のキャッシュ・フローの概況

「1【業績等の概要】(2) キャッシュ・フローの状況」に記載のとおりであります。

(6) 経営者の問題意識と今後の方針について

「3【対処すべき課題】」に記載のとおりであります。

第4 【設備の状況】

1 【設備投資等の概要】

当社グループは、当連結会計年度において、25,118千円の設備投資を行っております。

セグメント別の設備投資の主な内容は、ICT事業及びSS事業において、事業収益の機会創出を目的とした有形固定資産（什器等）への投資、全社共通において、社内管理システムの構築を目的とした無形固定資産（ソフトウェア等）への投資をそれぞれ行っております。

2 【主要な設備の状況】

当社グループにおける主要な設備は、次のとおりであります。

（1）発行者

2026年3月31日現在

事業所名 (所在地)	セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
			建物	車両運搬具 及び工具器 具備品	ソフトウェ ア	合計	
本社(大阪市中央区)	全社(共通) ICT事業 SS事業	事業所設備等	1,432	2,575	1,931	5,939	81(16)
本社・他4拠点	ICT事業	事業所設備等	6,328	3,103	13,684	23,116	66(1)
billage OSAKA 野村不動産ビル・他7拠点	SS事業	シェアオフィス設備等	216,690	10,381	-	227,071	14(4)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社から社外への出向者を除き、社外から当社への出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員（1日8時間換算）を（）外数で記載しております。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 連結会社以外から賃借している建物の年間賃借料は340,284千円であります。

（2）国内子会社

2026年3月31日現在

会社名	事業所名 (所在地)	セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額(千円)				従業員数 (名)
				建物	車両運搬具 及び工具 器具備品	ソフトウェア	合計	
㈱ジムテック	本社 (東京都中央区)	ICT事業	事業所 設備等	-	15,418	-	15,418	16(1)

(注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時雇用者数（パートタイマー、人材派遣会社からの派遣社員を含む。）は、年間の平均人員（1日8時間換算）を（）外数で記載しております。

2. 現在休止中の主要な設備はありません。

3. 連結会社以外から賃借している建物の年間賃借料は12,024千円であります。

3 【設備の新設、除却等の計画】

（1）重要な設備の新設等

該当事項はありません。

（2）重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第5 【発行者の状況】

1 【株式等の状況】

(1) 【株式の総数等】

記名・無記名の別、額面・無額面の別及び種類	発行可能株式総数(株)	未発行株式数(株)	連結会計年度末現在発行数(2026年3月31日)(株)	公表日現在発行数(2026年6月29日)(株)	上場金融商品取引所名又は登録認可金融商品取引業協会名	内容
普通株式	4,520,000	3,390,000	1,130,000	1,130,000	東京証券取引所 TOKYO PRO Market	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
計	4,520,000	3,390,000	1,130,000	1,130,000	—	—

- (注) 1. 2025年7月31日開催の臨時株主総会の決議に基づき、2025年7月31日で定款の変更を行い、単元株式制度の導入を行っております。
2. 2025年7月31日開催の臨時株主総会において定款の一部変更が行われ、発行可能株式総数は同日より9,548,000株減少し、452,000株となっております。
3. 2025年7月31日開催の臨時取締役会決議により、2025年8月1日付で1株を10株に株式分割いたしました。これにより株式数は1,017,000株増加し、発行済株式総数は1,130,000株となっております。また発行可能株式総数は4,068,000株増加し、4,520,000株となっております。
4. 未発行株式数には新株予約権69,000株が含まれております。

(2) 【新株予約権等の状況】

第2回新株予約権(2019年10月31日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数(個)	3,900	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	200	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式数(株)	39,000(注)3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650(注)2. 3.	同左
新株予約権の行使期間	2021年12月1日～ 2029年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 資本組入額 325 (注)3.	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行った場合には、次の算式により対象株式数は調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、行使価額は、次の算式により調整され、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行若しくは自己株式の処分(当社が発行する新株予約権が行使された結果として行われる場合を除く。)を行った場合、又は株式無償割当を行った場合には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行い、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を「新株予約権割当契約書」に定めた条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定めた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

第3回新株予約権(2019年11月29日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数(個)	200	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	—	—
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式数(株)	2,000(注)3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	650(注)2. 3.	同左
新株予約権の行使期間	2022年1月1日～ 2029年8月31日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 650 資本組入額 325 (注)3.	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行った場合には、次の算式により対象株式数は調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、行使価額は、次の算式により調整され、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行若しくは自己株式の処分(当社が発行する新株予約権が行使された結果として行われる場合を除く。)を行った場合、又は株式無償割当を行った場合には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行い、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を「新株予約権割当契約書」に定めた条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定めた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

第4回新株予約権(2025年3月27日臨時株主総会決議)

	最近事業年度末現在 (2026年3月31日)	公表日の前月末現在 (2026年5月31日)
新株予約権の数(個)	2,800	同左
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	300	同左
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式数(株)	28,000(注)3.	同左
新株予約権の行使時の払込金額(円)	300(注)2. 3.	同左
新株予約権の行使期間	2027年4月1日～ 2035年2月28日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 300 資本組入額 150 (注)3.	同左
新株予約権の行使の条件	新株予約権の割当を受けた者(以下「新株予約権者」という。)は、権利行使時においても、当社または当社子会社の取締役、監査役または従業員の地位を有していなければならない。ただし、新株予約権者が定年退職した場合、あるいは取締役会が正当な理由があると認めた場合にはこの限りではない。 その他の条件は、当社と新株予約権の割り当てを受けたものとの間で締結した「新株予約権割当契約書」で定めるところによる。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権について譲渡、担保権の設定、その他一切の処分をすることができないものとする。	同左
代用払込みに関する事項	—	—
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注)4.	同左

(注) 1. 新株予約権1個につき目的となる株式数は、10株であります。

当社が株式分割(株式無償割当を含む。)又は株式併合を行った場合には、次の算式により対象株式数は調整し、調整の結果1株未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

2. 本新株予約権を割り当てる日以降に当社が株式分割又は株式併合を行った場合には、行使価額は、次の算式により調整され、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社が時価を下回る価額で新株の発行若しくは自己株式の処分(当社が発行する新株予約権が行使された結果として行われる場合を除く。)を行った場合、又は株式無償割当を行った場合には、次の算式により行使価額の調整を行い、調整の結果1円未満の端数が生じた場合には、これを切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \frac{\text{既発行株式数} \times \text{調整前行使価額} + \text{新株発行(処分)株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{\text{既発行株式数} + \text{新株発行(処分)株式数}}$$

3. 2025年7月31日開催の取締役会決議により、2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行い、これにより「新株予約権の目的となる株式の数」、「新株予約権の行使時の払込金額」及び「新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額」が調整されております。

4. 当社が合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編行為」という。)をする場合において、組織再編行為の効力発生日において残存する新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を「新株予約権割当契約書」に定めた条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、「新株予約権割当契約書」に定めた条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

(3) 【MSCB等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (株)	発行済株式 総数残高 (株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金 増減額 (千円)	資本準備金 残高 (千円)
2025年8月1日（注）	1,017,000	1,130,000	—	67,000	—	12,000

（注） 株式分割（1：10）によるものであります。

(6) 【所有者別状況】

2026年3月31日現在

2020年3月31日現在

区分	株式の状況（1単元の株式数100株）								単元未満 株式の状況 （株）
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人 その他	計	
					個人以外	個人			
株主数 （人）	—	—	—	4	—	—	15	19	—
所有株式数 （単元）	—	—	—	7, 110	—	—	4, 190	11, 300	—
所有株式数 の割合（%）	—	—	—	62.9	—	—	37.1	100.0	—

(7) 【大株主の状況】

2026年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (株)	株式総数に対する 所有株式数の割合 (%)
大知 昌幸	奈良県奈良市	302,000	26.72
株式会社あやめ家	奈良県奈良市あやめ池北1丁目27番23号	302,000	26.72
株式会社SHIBUTANI ホールディングス	奈良県生駒市菜畑町2313番地451	300,000	26.54
MJE従業員持株会	大阪府中央区久太郎町4-1-3 大阪センタービル6F	59,000	5.22
京セラドキュメントソリューションズ ジャパン株式会社	大阪府中央区玉造1-2-37	50,000	4.42
根岸 由次	兵庫県伊丹市	43,000	3.80
弓場 昭大	鹿児島県鹿児島市	39,000	3.45
竹中 洋介	京都市右京区	17,000	1.50
松村 博和	京都府木津川市	6,000	0.53
小木曾 正人	愛知県稲沢市	3,000	0.26
計	—	1,121,000	99.2

（注） 1. 株式総数に対する所有株式数の割合は、小数点以下第3位を切捨てしております。

(8) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2026年3月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	—	—	—
完全議決権株式(その他)	普通株式1,130,000	11,300	権利内容に何ら限定のない、当社における標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
単元未満株式	—	—	—
発行済株式総数	1,130,000	—	—
総株主の議決権	—	11,300	—

② 【自己株式等】

該当事項はありません。

(9) 【ストックオプション制度の内容】

第2回新株予約権

決議年月日	2019年10月31日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 4 当社監査役 2 当社従業員 56 当社子会社取締役 4 当社子会社従業員 3 (注)
新株予約権の数(個)	「(2) 【新株予約権の状況】②第2回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 【新株予約権の状況】②第2回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	「(2) 【新株予約権の状況】②第2回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 【新株予約権の状況】②第2回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2) 【新株予約権の状況】②第2回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2) 【新株予約権の状況】②第2回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 【新株予約権の状況】②第2回新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項	「(2) 【新株予約権の状況】②第2回新株予約権」に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 【新株予約権の状況】②第2回新株予約権」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、当連結会計年度末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社監査役2名、当社従業員21名、当社子会社取締役2名、当社子会社従業員2名となっております。

第3回新株予約権

決議年月日	2019年11月29日
付与対象者の区分及び人数(名)	社外協力者 2
新株予約権の数(個)	「(2) 【新株予約権の状況】③第3回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 【新株予約権の状況】③第3回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	「(2) 【新株予約権の状況】③第3回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 【新株予約権の状況】③第3回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2) 【新株予約権の状況】③第3回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2) 【新株予約権の状況】③第3回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 【新株予約権の状況】③第3回新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項	「(2) 【新株予約権の状況】③第3回新株予約権」に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 【新株予約権の状況】③第3回新株予約権」に記載しております。

第4回新株予約権

決議年月日	2025年3月27日
付与対象者の区分及び人数(名)	当社取締役 3 当社監査役 2 当社従業員 23 当社子会社取締役 2 (注)
新株予約権の数(個)	「(2) 【新株予約権の状況】④第4回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の種類	「(2) 【新株予約権の状況】④第4回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の目的となる株式の数(株)	「(2) 【新株予約権の状況】④第4回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使時の払込金額	「(2) 【新株予約権の状況】④第4回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使期間	「(2) 【新株予約権の状況】④第4回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の行使の条件	「(2) 【新株予約権の状況】④第4回新株予約権」に記載しております。
新株予約権の譲渡に関する事項	「(2) 【新株予約権の状況】④第4回新株予約権」に記載しております。
代用払込みに関する事項	「(2) 【新株予約権の状況】④第4回新株予約権」に記載しております。
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	「(2) 【新株予約権の状況】④第4回新株予約権」に記載しております。

(注) 付与対象者の退職による権利の喪失により、当連結会計年度末現在の「付与対象者の区分及び人数」は、当社取締役3名、当社監査役2名、当社従業員20名、当社子会社取締役2名となっております。

2 【自己株式の取得等の状況】

該当事項はありません。

3 【配当政策】

当社は、企業価値の継続的向上を図るとともに、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つとして位置付けております。

このような観点から、剰余金の配当等の決定につきましては、当社を取り巻く経営環境や以下の方針によって実施することとしております。

剰余金の配当につきましては、連結ベースで配当性向30%を目標に、継続的・安定的に実施できるよう努めております。

当社は年1回の期末配当を基本方針としており、期末配当の決定機関は株主総会となっております。また、当社は会社法第454条第5項に規定する中間配当制度を採用しており、取締役会決議により、毎年9月30日を基準日として中間配当を行うことができる旨を定款で定めております。

当事業年度の配当につきましては、上記方針に基づき当期は1株当たり13円の配当を実施することを決定しました。この結果、当事業年度の配当性向は23.9%となりました。

内部留保資金につきましては、事業拡大に向けて人材や設備に資金を投じることで、さらなる業績成長及び利益の獲得を図るために有効投資してまいりたいと考えております。

なお、当事業年度に係る剰余金の配当は以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)
2026年6月29日 定時株主総会決議	14,690	13

4 【株価の推移】

(1) 【最近3年間の事業年度別最高・最低株価】

回次	第18期	第19期	第20期
決算年月	2024年3月期	2025年3月期	2026年3月期
最高(円)	—	—	710
最低(円)	—	—	710

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は2025年10月15日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。それ以前については該当事項はありません。

(2) 【最近6月間の月別最高・最低株価】

月別	2025年10月	11月	12月	2026年1月	2月	3月
最高(円)	710	—	—	—	—	—
最低(円)	710	—	—	—	—	—

(注) 1. 最高・最低株価は、東京証券取引所TOKYO PRO Marketにおけるものであります。

2. 当社株式は2025年10月15日から東京証券取引所TOKYO PRO Marketに上場しております。また、2025年11月から2026年3月までは、売買実績がありません。

5 【役員の状況】

男性 6 名 女性 1 名 (役員のうち女性の比率 16.6%)

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
代表取締役	社長	大知 昌幸	1978年 9 月 1 日	2002年 4 月 株式会社光通信入社 2006年12月 当社を設立し代表取締役社長就任 (現任) 2015年 2 月 ㈱あやめ家設立 取締役就任 (現任) 2023年 2 月 株式会社奈良クラブ取締役就任 (現任)	(注) 4.	(注) 3.	302,000
専務取締役	管理本部長	竹中 洋介	1976年 4 月 5 日	1995年 4 月 株式会社ジャパン (現株式会社スギ薬局) 入社 1996年 8 月 メディア21入社 2003年 7 月 株式会社光通信入社 2006年12月 当社入社 2015年 1 月 当社社長室室長就任 2016年 4 月 当社執行役員経営企画室長兼情報システム部長 2018年 4 月 当社取締役管理本部長就任 2025年 6 月 当社専務取締役管理本部長就任 (現任)	(注) 4.	(注) 3.	17,000
専務取締役	営業本部長	松村 博和	1981年 4 月 24 日	2005年 4 月 佐川コンピュータ・システム株式会社 (現SGシステム株式会社) 入社 2007年 9 月 キャセイ関西ターミナルサービス株式 会社 (現CKTS株式会社) 入社 2008年 3 月 大津コンピュータ株式会社 (現サービス &セキュリティ株式会社) 入社 2010年 5 月 株式会社エフティコミュニケーションズ 入社 2011年 7 月 当社入社 2017年 4 月 当社執行役員ICT事業部長就任 2018年 4 月 株式会社ジムテック取締役就任 (現任) 2019年 6 月 当社取締役ICT事業本部長就任 2025年 6 月 当社専務取締役営業本部長就任 (現任)	(注) 4.	(注) 3.	6,000
取締役	—	小木曾 正人	1975年 5 月 11 日	1999年10月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人 トーマツ) 名古屋事務所入所 2003年 6 月 公認会計士登録 2012年12月 小木曾公認会計士事務所設立 (現任) 2013年 1 月 税理士登録 2014年 5 月 株式会社トレジャリンク設立代表取締役 社長就任 (現任) 2015年 4 月 当社社外取締役就任 (現任) 2015年12月 株式会社ティア社外取締役就任 (現任)	(注) 4.	(注) 3.	3,000
常勤監査役	—	根岸 由次	1971年 8 月 14 日	1999年 5 月 株式会社光通信入社 2006年12月 当社設立時取締役就任 2018年 7 月 当社執行役員人事部長就任 2019年 6 月 当社常勤監査役就任 2023年 6 月 当社人事部長就任 2024年 4 月 当社監査事務局局長就任 2024年 6 月 当社常勤監査役就任 (現任) 2025年12月 株式会社ジムテック監査役就任 (現任)	(注) 5.	(注) 3.	43,000

役名	職名	氏名	生年月日	略歴	任期	報酬	所有株式数 (株)
監査役	—	武田 安功	1951年10月17日	1975年4月 野村證券株式会社入社 1985年7月 野村證券株式会社五反田支店長就任 1987年12月 野村證券株式会社秋田支店長就任 1995年7月 野村證券株式会社鹿児島支店長就任 エース証券株式会社（現東海東京証券株式会社）入社 事業法人部長就任 2001年7月 株式会社エースコンサルティング取締役社長就任 2004年2月 株式会社エリアクエスト入社 営業企画部長就任 2004年8月 東新住建株式会社入社執行役員首都圏本部長就任 2007年7月 東新住建株式会社取締役首都圏本部長就任 2008年10月 ジャパン・プライベート・アセットマネジメント株式会社（現JPアセット証券株式会社）取締役就任 2010年7月 黒川木徳證券株式会社（現あかつき証券株式会社）入社 大阪支店長就任 2014年4月 当社非常勤監査役就任（現任） 2014年7月 株式会社シンクスマイル非常勤監査役就任 2017年6月 株式会社ジムテック非常勤監査役就任（現任） 2018年1月 株式会社シンクスマイル社外取締役就任 2020年1月 デザミス株式会社社外取締役就任（現任） 2024年12月 株式会社シンクスマイル非常勤監査役就任（現任）	(注) 5.	(注) 3.	1,000
計							372,000

- (注) 1. 取締役小木曾正人は、社外取締役であります。
2. 監査役武田安功は、社外監査役であります。
3. 2026年3月期における役員報酬の総額は106,200千円を支給しております。
4. 取締役の任期は、2025年7月31日開催の臨時株主総会終結の時から選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。
5. 監査役の任期は、2025年7月31日開催の臨時株主総会終結の時から選任後4年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時株主総会終結の時までであります。

6 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの状況】

① 企業統治の体制

当社における、企業統治の体制は、社名の由来でもある「Makes Japan Energetic サービスやコミュニケーションを通じて世の中を元気にする。」をビジョンとして、私たちに関わっていただいた方、地域、日本がポジティブに、チャレンジ意欲に溢れ、前向きに走り出す。そういった観点からステークホルダーに貢献するプロ集団であることを理念とし、コーポレート・ガバナンスを「ビジョンの実現と中長期的な企業価値向上を果たすために遵守すべき要諦」としております。そのため、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定と執行を可能とすべく、社外取締役を含めた取締役会の活性化、有効かつ効率的な業務執行の実現を可能とするコミュニケーション、情報共有及び経営監視の仕組み、不正防止体制の構築を行っております。

当社は、ステークホルダーとの共存とステークホルダーに対する価値提供を最大の使命とし、それらの使命を実現するためにコーポレート・ガバナンスの強化は経営における最重要課題の一つと位置付けております。

(企業統治の体制の概要とその体制を採用する理由)

a. 企業統治の体制の概要

当社では、企業経営の透明性や法令・定款・社内諸規程（以下、法令等といいます。）及び企業倫理を遵守するため、取締役の業務執行に対し、取締役会を通じた取締役相互の監督と、監査役による適法性監査の二重チェック機能を持つ監査役設置会社の体制を選択しております。また、独立した外部の視点から監査体制の強化を図るため監査役2名のうち1名は社外監査役として第三者的視点をもって、また、常勤監査役（1名）は創業当初からの当社メンバーとして当社の業務を熟知し、実効性のある監査を実施できる体制としております。

(取締役会)

当社の取締役会は、取締役4名で構成され、重要事項の決定ならびに取締役の職務の執行状況の報告及び監督を行っております。また、必要と認められる場合には、部門長や経営判断にあたり重要な情報を有する従業員をオブザーバーとして参加させております。定例取締役会は、原則として月1回、緊急議案が発生した場合には臨時取締役会を開催し、迅速な意思決定が可能な体制を構築しております。

(監査役協議会)

当社の監査役協議会は、監査役2名で構成されており、ガバナンスのあり方とその運用状況を監視しております。監査役は、取締役会への参加の他、経営会議への参加、常勤監査役はそれに加え委員会など経営上の重要な会議への参加、契約書、稟議書その他取引の社内承認及び外部取引先との合意その他取引の詳細に関する書類の閲覧、本社及び支店等での従業員への聞き取り、職務実施状況の視察等を通じて取締役の職務執行状況の監査を行っており、重要な法令等の違反の防止・発見に努めております。

(経営会議)

当社は、前月の事業状況の把握及び当月以降の戦略の確認を迅速に行うべく、毎月15日頃に「経営会議」を開催しております。経営会議は取締役4名、監査役2名で構成されており、代表取締役社長の諮問機関として、各部門長より事業実績、将来的な活動方針及び業績予想、その他事業運営上の報告事項についての共有がなされ、代表取締役社長が正確かつ迅速な意思決定を行う体制を構築しております。

(コンプライアンス推進委員会)

当社は、当社グループの取締役及び使用人の職務の執行に関する法令等の適合性並びに業務の適正性を確保するため、取締役3名、監査役1名及び重要性の高いリスクを管轄する部署の管理責任者から構成される「コンプライアンス推進委員会」を3か月に1度開催しております。コンプライアンス推進委員会では、コンプライアンスに関する事項及びリスクマネジメント委員会、情報セキュリティ委員会にて報告された事項に関して、関連法令等の確認、周知を行うとともに、当社運営に関する統括的なリスクの評価及びリスク低減のための体制整備・対策実行を推進しております。

(情報セキュリティ委員会)

当社は、事業運営上の情報セキュリティに関するリスクマネジメント活動を推進するため、取締役3名、監査役1名及び主に各事業所単位での管理責任者から構成される「情報セキュリティ委員会」を毎月開催しております。情報セキュリティ委員会では、事業運営上の情報セキュリティに関する方針の決定、インシデントの未然防止、及びインシデントが発生した場合の的確な対応を行っております。

(リスクマネジメント委員会)

当社は、当社グループのリスクを横断的に管理し、リスクマネジメント活動を推進するため、取締役3名、監査役1名及び重要性の高いリスクを管轄する業務の管理責任者から構成される「リスクマネジメント委員会」を毎月開催しております。リスクマネジメント委員会では、リスクマネジメントに関する全般的な方針・方向性の協議や具体的に想定されるリスクに対する取組みの検討、リスクマネジメントに関する年次計画等の検討、協議、承認などがなされるとともに、当該協議、承認結果について社外への開示要否の判断も行っております。

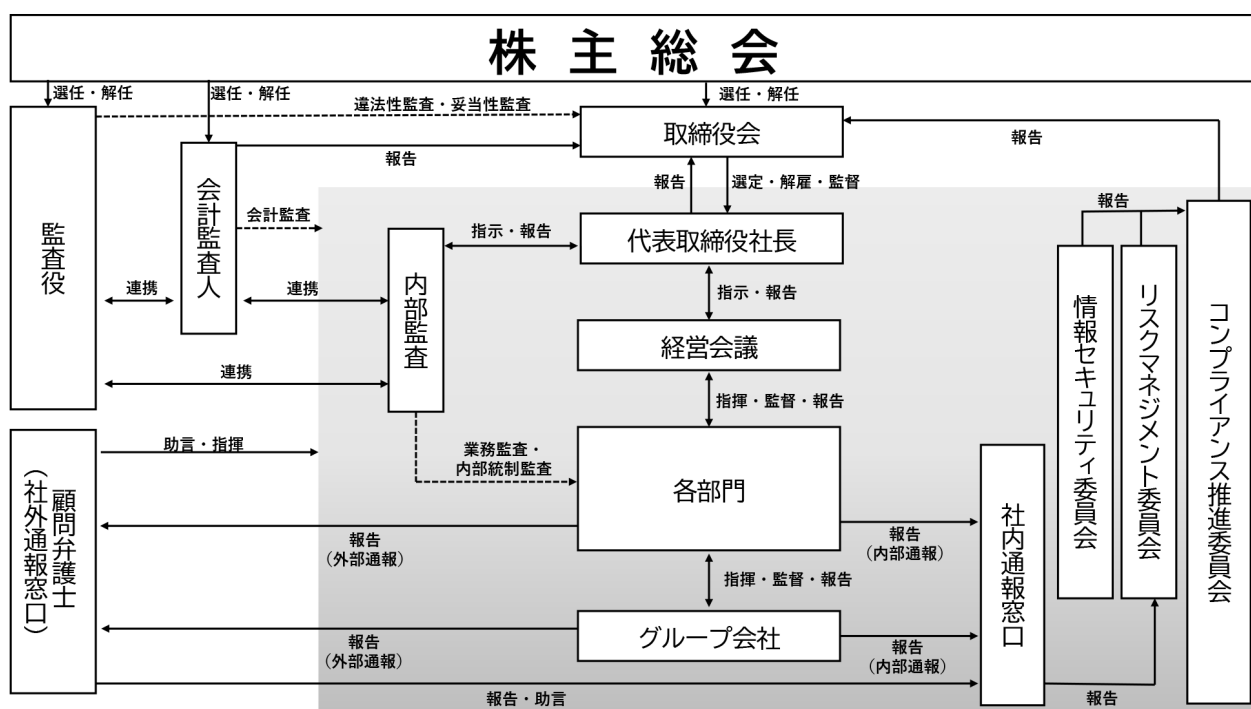
各機関の構成員は次の通りであります(◎は議長、委員長を示します)。

役職	氏名	取締役会	監査役協議会	経営会議	コンプライアンス推進委員会	情報セキュリティ委員会	リスクマネジメント委員会
代表取締役社長	大知 昌幸	◎		◎	◎	◎	◎
専務取締役	竹中 洋介	○		○	○	○	○
専務取締役	松村 博和	○		○	○	○	○
取締役(社外)	小木曾 正人	○		○			
常勤監査役	根岸 由次		◎	○	○	○	○
監査役(社外)	武田 安功		○	○			
管理責任者					○	○	○

(内部監査)

当社は、当社及び子会社の財産及び業務の実態を調査し、法令等への準拠性を確かめることにより、業務の異常性や問題点を明らかにし、経営管理の方向性を示すことで、組織的経営を支援し、内部統制の信頼性向上を目的として、代表取締役社長が内部監査担当者を2名任命しており、そのうち1名を内部監査責任者として指名しております。監査の方法等については、部署毎に年に1度以上の定期監査及びフォローアップ監査による業務監査並びに内部統制監査を行っており、コンプライアンス遵守及び内部統制システム方針に則った業務意識の醸成に向けた対応を進めております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制の模式図は次のとおりであります



b. 当該企業統治の体制を採用する理由

当社では、取締役の業務執行に対し、取締役会を通じた取締役相互の監督と、社外監査役を含む監査役協議会による適法性監査の二重チェック機能を持つ監査役設置会社の体制を選択することが、企業経営の透明性や法令等及び企業倫理を遵守するための体制として適切であると判断し、この体制を採用しております。

(企業統治に関する事項－内部統制システムの整備の状況、リスク管理体制の整備状況)

a. 内部統制システムの整備の状況

当社グループは業務の適正性を確保するための体制として、2019年2月20日の取締役会にて「内部統制システムの整備に関する基本方針」を定める決議を行い、その後は、必要に応じて改定を行っており、現在その基本方針に基づき内部統制システムの運用を行っております。その概要は次のとおりであります。

イ. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役及び使用人は、職務の執行が法令及び定款に適合すること並びに業務の適正を確保するため、遵守すべき行動基準として「コンプライアンス規程」等を定め、周知徹底を図る。

取締役は、当社及びその子会社に関し重大な法令違反、コンプライアンス違反その他重要な事実を発見した場合、速やかに取締役会に報告する。

監査役は、「監査役監査規程」に基づき、取締役の職務執行について監査を行う。

当社は、法令、定款及び社内規則に違反する行為が行われ、又は行われようとしている場合の報告体制として「内部・外部通報規程」を定め、社内及び社外通報窓口を設置する。当社は、当該通報を行った者に対して、解雇その他いかなる不利益な取り扱いも行わない。

内部監査は、当社及びその子会社の使用人の職務における法令、定款及び社内規程の遵守状況について内部監査を行う。

ロ. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、職務執行に係る文書その他重要な情報については、法令、定款及び「文書管理規程」「情報セキュリティ方針」等の社内規程に基づき、作成、保存及び管理する。取締役及び監査役は、必要に応じてこれらの情報を閲覧することができる。

ハ. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、「リスク管理規程」を整備し、当社グループのリスクを横断的に管理する「リスクマネジメント委員会」を設置し、リスクマネジメント活動を推進する。

当社は、経営会議等において定期的に実施される業務執行状況の報告等を通じ、当社及びその子会社におけるリスクの状況を適時に把握、管理する。

ニ. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会を月1回以上開催し、重要事項の決定ならびに取締役の職務の執行状況の報告及び監督を行う。

当社は、「業務分掌規程」「職務権限規程」を定め、それぞれの分担を明確にし、取締役会の決定事項が効率的に執行される体制を確保する。

当社は、職務の執行が効率的に行われることを補完するため、経営に関する重要事項について協議する経営会議を定期的に開催し、取締役会に報告する。

ホ. 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループとしての統一的な事業戦略に基づく意思決定及び業務の適正を確保するため「関係会社管理規程」を定める。

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、子会社の管理・監督を行い、業務の適正を確保する。

ヘ. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役協議会が監査役補助者の登用を求めた場合、当社の使用人から監査役補助者を任命することができる。

監査役補助者の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については、すべて監査役協議会の同意を得たうえで、取締役会で決定することとし、取締役からの独立性を確保する。

監査役補助者は、職務の執行に係る役職を兼務しない。

ト．取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

取締役及び使用人並びにその子会社の取締役、監査役及び使用人等は、法令に違反する事実、会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に対して速やかに報告しなければならない。また、監査役に業務執行状況の報告を求められた場合は、速やかに報告しなければならない。

当社及びその子会社は、前項により監査役に対して報告した者が当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。

チ．その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役は、当社又はその子会社の取締役会、経営会議その他経営に関する重要な会議に出席し、意見を述べることができる。

代表取締役社長は、「監査役監査規程」に基づき、監査役と定期的に意見交換を行う。

監査役は、内部監査及び会計監査人から必要に応じて報告を受け、意見交換を行い、効率的な監査のために連携を図る。

当社は、「監査役監査規程」に基づき、監査役の職務の執行について生ずる費用等を支弁する。

リ．反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその体制

当社は、反社会的勢力とは一切関係を持たない旨を基本方針に掲げ、「反社会的勢力排除に関する規程」及び「反社会的勢力対応マニュアル」を制定し、体制整備を図る。

「反社会的勢力対応マニュアル」に基づき、主に取引先へのインターネットを利用した新聞記事検索や風評確認による属性チェックを行い、また、すべての契約書に反社会的勢力排除条項を設定し、期せずして反社会的勢力と関係を有することが判明した場合でも、速やかに関係を遮断するための体制を整備する。

b．リスク管理体制の整備の状況

当社グループは、顧客取引、株主との関係、法令遵守、情報セキュリティ等の様々な事業運営上のリスクとその対応について、「リスク管理規程」を定め、リスク管理に関する方針とリスクの未然防止及び発生した場合の的確な対応を図っております。

リスクマネジメントの推進体制として、リスクマネジメント委員会を設置しております。代表取締役社長を委員長に総務部を事務局として、原則年4回以上開催し、リスクマネジメントに関する全般的な方針、年次計画や具体的に想定されるリスクに対する取組みについて協議しております。また、個別具体的、部門固有のリスクについては、課題ごとの対策チームの設置や、職場、部門ごとに対応をすることとしております。

あわせて、当社では、「内部・外部通報規程」を定め、社内・社外通報窓口を設置しております。社内通報窓口は総務部、社外通報窓口は当社顧問弁護士とし、コンプライアンス違反等の防止及び早期発見に努めております。

(子会社の業務の適正を確保するための体制整備の状況)

当社は、当社の子会社と経営理念・経営方針を共有し、グループ一体として事業を行うことを基本的な方針とし、その方針に基づきグループ一体としての事業運営を行っています。

当社の子会社の業務の適正性を確保するため、「関係会社管理規程」を制定し、親会社として子会社の組織、投融资、業務執行をはじめ経営管理全般について意思を共有し、関係会社各社の発展と相互の利益促進を図っております。一方では、経理処理方針やコンプライアンス・リスクマネジメント等に関するグループ一体として運営・管理すべき事項については、当社規程をグループ管理規程として整備し、各該当規程に基づいて子会社でも運用を行っています。

また、当社は株主として、助言・指導・監督及び議決権を行使し、子会社は親会社に対する報告及び承認を受けることで、グループ全体としての企業価値の向上を目指しております。ただし、当社と子会社との取引においては、法律上は独立の法人として対等の精神のもと契約関係を明確にし、相互の権利・義務を尊重したうえで取引を行うこととしております。

子会社の報告体制としては、月次で開催される子会社報告会にて株式会社ジムテックの代表取締役社長と取締役（子会社の取締役を当社事業部長が兼任）が子会社の業績及びあらかじめ定められた付議事項について報告しております。また、当社監査役である根岸由次及び武田安功は株式会社ジムテックの監査役を兼任しております。

(その他体制整備の状況等)

a. 取締役の責任免除

当社は、職務の遂行にあたり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役の決議によって免除することができる旨定款に定めております。

b. 責任限定契約の内容の概要

当社と取締役（業務執行取締役等であるものを除く。以下「非業務執行取締役」という。）、監査役及び会計監査人は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役、監査役又は会計監査人が責任の原因となった職務の遂行について善意でかつ重大な過失がないときに限られます。

c. 取締役の定数

当社の取締役は8名以内とする旨定款に定めております。

d. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任及び解任の決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨定款に定めております。

e. 取締役会で決議できる株主総会決議事項

当社は、株主への機動的な利益還元を行うため、会社法第454条第5項の規定に基づき、取締役会の決議によって、毎年9月30日を基準日として中間配当をすることができる旨定款に定めております。

f. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨定款に定めております。これは、株主総会における特別決議の定足数を緩和することにより、株主総会の円滑な運営を行うことを目的とするものであります。

g. 取締役会の活動状況

当事業年度において、当社は取締役会を月1回開催しており、この他に決算発表を行う場合など必要に応じて臨時に開催しております。個々の取締役の出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
大知 昌幸	17回	17回
竹中 洋介	17回	17回
松村 博和	17回	17回
小木曾 正人	17回	17回

取締役会における具体的な検討内容は、月次決算の状況、社内規程の制定及び改訂、年度予算、中期経営計画、組織変更、株主総会の招集、株主総会付議議案、代表取締役の選定、役付取締役の選定、事業報告・計算書類、その他経営に関する重要事項についての意思決定などであります。

② 内部監査及び監査役監査

内部監査責任者及び担当者は、当社グループの財産及び業務の実態を年に1回以上調査し、法令、定款及び社内諸規程への準拠性を確かめ、業務の異常性や問題点を明らかにし、経営管理の方向性を示すことで、組織的経営を支援し、内部統制の信頼性向上に努めております。

内部監査は、「内部監査規程」に基づき、内部監査計画を策定し、代表取締役社長の承認を得た後、当社グループの部署を往査し、代表取締役社長に報告しております。なお、改善事項が存在した場合は、代表取締役社長の指示により改善指示書を被監査部門へ通知し、改善状況確認書を受領しております。

また、監査役は、社外監査役1名を含む計2名の体制をとっており、うち、1名が常勤監査役となっております。

最近事業年度において、個々の監査役の監査役協議会への出席状況については次のとおりであります。

氏名	開催回数	出席回数
根岸 由次	17回	17回
武田 安功	17回	17回

監査役協議会における主な検討事項として、取締役会の議事及び決議事項を含めた取締役の業務執行全般に関してその適法性及び妥当性について協議されます。監査役協議会は月1回の開催を基本とし、緊急に協議すべき事項等が生じた場合は、臨時監査役協議会が開催されます。

また、常勤監査役の活動として、取締役会及びその他重要な会議へ出席し意見を述べる他、重要な決裁書類の閲覧、取締役、使用人及び監査法人から受領した報告内容の検証、会社の業務及び財産の状況に関する調査等を行い、取締役又は使用人に対する助言又は勧告等の意見の表明を行っております。その他、内部監査担当、監査役、会計監査人による三様監査連絡会を定期的に開催し、監査の有効性と効率性を高めるよう連携に努めております。

③ 社外取締役及び社外監査役

当社は社外取締役1名及び社外監査役1名を選任しております。

取締役の小木曾正人氏は、公認会計士として長年の業務経験があり、幅広い知見から有益な助言・提言をいただけることを期待して、社外取締役として選任しております。なお、同氏は当社株式3,000株及び新株予約権300個を保有しておりますが、その他に人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

監査役の武田安功氏は、大手証券会社における長年の業務経験があり、監査の妥当性を確保することを期待して、社外監査役として選任しております。なお、同氏は当社株式1,000株及び新株予約権300個を保有しておりますが、その他に人的関係、資本的関係及び取引関係その他の利害関係はありません。

当社は、経営の意思決定機能と業務執行を管理監督する機能を持つ取締役会を構成する取締役1名を社外取締役とするほか、監査役1名を社外監査役とすることで経営への監視機能を強化しております。コーポレート・ガバナンスにおいて、外部からの客観的、中立の経営監視の機能が重要であると考えており、外部からの経営監視機能が十分に機能する体制が整っているため、現状の体制としております。

なお、当社は、社外取締役及び社外監査役を選任するための独立性に関する基準を規程に定めており、選任にあたっては当該規程に基づき、当社グループとの人的関係、資本的関係または取引関係その他利害関係を総合的に勘案し、実質的に経営者から独立した判断ができる人材であることを重視しております。

また、社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係について、社外取締役は取締役会を通じて内部統制の状況を把握し、発言できる体制としております。社外監査役は、監査役監査、会計監査及び内部監査の状況を把握し、取締役の職務執行を適正に監査できる体制としております。また、代表取締役社長が任命する内部監査担当者、監査法人と定期的及び必要に応じて会合を実施することで、情報共有と連携を図っております。

④ 役員の報酬等

a. 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

取締役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、当社の経営成績及び財政状態、各取締役の職務執行状況等を総合的に勘案し、代表取締役社長に一任され役員報酬内規に従って決定しております。また、監査役の報酬額につきましては、株主総会の決議により承認された報酬限度額の範囲内で、業務の分担等を勘案し、監査役協議会の協議により決定しております。

当社の取締役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2025年7月31日であり、取締役(決議時員数4名)の報酬の限度額を300,000千円と決議しております。また、当社の監査役の報酬等に関する株主総会の決議年月日は2025年7月31日であり、監査役(決議時員数2名)の報酬の限度額を30,000千円と決議しております。

なお、最近事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容について、取締役会は代表取締役社長大知昌幸に対し各取締役の基本報酬の額の決定を委任しております。委任した理由は、当社全体の業績等を勘案しつつ各取締役の担当部門について評価を行うには代表取締役社長が適していると判断したためであります。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は次のとおりです。

イ. 基本報酬に関する方針

当社では、職位に応じた報酬幅を設定しており、取締役の個人別の報酬等の内容決定については代表取締役社長に一任しております。

ロ. 業績連動報酬等に関する方針

当社では、業績連動報酬等については、設定しておりません。

ハ. 非金銭報酬等に関する方針

当社では、非金銭報酬等については、設定しておりません。

ニ. 報酬等の割合に関する方針

当社では、基本報酬のみ100%で設定しております。

ホ. 報酬等の付与時期や条件に関する方針

当社では、基本報酬年額を12等分し、毎月20日に付与しております。

ヘ. 報酬等の決定の委任に関する事項

当社では、報酬の決定を代表取締役社長に一任しております。

ト. 上記のほか報酬等の決定に関する事項

当社では、上記以外に報酬等の決定に関し、設定しておりません。

b. 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (千円)	報酬等の種類別の総額(千円)			対象となる役員の 員数(名)
		固定報酬	業績連動報酬	非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	93,600	93,600	—	—	3
監査役 (社外監査役を除く。)	10,200	10,200	—	—	1
社外役員	2,400	2,400	—	—	2
計	106,200	106,200	—	—	6

c. 役員ごとの連結報酬等の総額等

報酬額等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。

d. 使用人兼務役員の使用人分給与のうち重要なもの

使用人兼務役員は存在しないため、記載しておりません。

⑤ 会計監査の状況

当社は、Amaterasu有限責任監査法人与監査契約を締結し、独立した立場から株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき監査を受けております。

なお、2026年3月期において監査を執行した公認会計士は福留 聡氏、高山 行紀氏であり、継続監査年数は7年以内であります。また当該監査業務にかかる補助者は公認会計士2名であります。

なお、当社と監査に従事する公認会計士及びその補助者との間には特別の利害関係はありません。

(2) 【監査報酬の内容等】

① 【監査法人に対する報酬の内容】

区分	最近連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬(千円)	非監査業務に基づく報酬(千円)
発行者	6,900	—
連結子会社	—	—
計	6,900	—

② 【その他重要な報酬の内容】

該当事項はありません。

③ 【監査法人の発行者に対する非監査業務の内容】

該当事項はありません。

④ 【監査報酬の決定方針】

当社グループの事業規模等を総合的に勘案し、監査報酬を決定しております。

第6 【経理の状況】

1 連結財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和51年大蔵省令第28号。)に基づいて作成しております。

(2) 連結財務諸表は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例の施行規則」第116条第3項で認められた会計基準のうち、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して作成しております。

2 監査証明について

当社は、株式会社東京証券取引所の「特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例」第128条第3項の規定に基づき、当連結会計年度(2025年4月1日から2026年3月31日まで)の連結財務諸表について、Amaterasu有限責任監査法人による監査を受けております。

3 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社グループは、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には会計基準等の内容を適切に把握し、連結財務諸表等を適正に作成できる体制を整備するため、外部の会計関連セミナー等への積極的な参加や会計の専門書の購読等を行っております。

【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年 3 月31 日)	当連結会計年度 (2026年 3 月31 日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	361,254	699,005
売掛金	※2 764,888	※2 884,679
商品及び製品	65,629	48,908
仕掛品	892	651
原材料及び貯蔵品	2,343	4,911
その他	69,550	72,658
貸倒引当金	△16,239	△8,467
流動資産合計	1,248,319	1,702,347
固定資産		
有形固定資産		
建物（純額）	256,229	221,416
車両運搬具及び工具器具備品（純額）	36,337	30,608
有形固定資産合計	※1 292,566	※1 252,024
無形固定資産		
のれん	12,194	9,755
ソフトウェア	28,380	15,616
その他	2,647	7,247
無形固定資産合計	43,223	32,619
投資その他の資産		
投資有価証券	1,300	1,300
繰延税金資産	33,751	28,828
敷金及び保証金	201,967	154,651
その他	1,120	1,381
投資その他の資産合計	238,138	186,161
固定資産合計	573,928	470,805
資産合計	1,822,248	2,173,153

(単位：千円)

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形及び買掛金	454,915	516,950
1年内返済予定の長期借入金	239,846	304,470
未払金	136,101	143,491
未払費用	2,626	3,460
未払法人税等	16,374	30,381
前受金	※2 31,011	※2 37,972
賞与引当金	76,597	69,450
その他	47,050	47,310
流動負債合計	1,004,524	1,153,488
固定負債		
長期借入金	350,990	495,531
資産除去債務	102,162	112,862
その他	2,200	2,200
固定負債合計	455,352	610,593
負債合計	1,459,876	1,764,081
純資産の部		
株主資本		
資本金	67,000	67,000
資本剰余金	4,020	4,020
利益剰余金	291,350	338,050
株主資本合計	362,371	409,071
純資産合計	362,371	409,071
負債純資産合計	1,822,248	2,173,153

② 【連結損益計算書及び連結包括利益計算書】

【連結損益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)		当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)	
売上高	※1	4,586,387	※1	5,047,589
売上原価		3,120,296		3,425,561
売上総利益		1,466,091		1,622,027
販売費及び一般管理費	※2	1,395,294	※2	1,497,214
営業利益		70,796		124,813
営業外収益				
受取利息		279		1,072
受取配当金		121		146
助成金収入		—		2,025
その他		79		30
営業外収益合計		480		3,274
営業外費用				
支払利息		6,028		6,796
持分法による投資損失		7,090		—
支払手数料		5,896		6,786
その他		3		51
営業外費用合計		19,018		13,634
経常利益		52,257		114,453
特別利益				
固定資産売却益	※3	1		—
関係会社株式売却益	※4	27,907		—
その他		1,192		—
特別利益合計		29,101		—
特別損失				
固定資産除却損	※5	1,694	※5	4,647
特別損失合計		1,694		4,647
税金等調整前当期純利益		79,664		109,806
法人税、住民税及び事業税		26,292		43,493
法人税等調整額		△7,142		4,922
法人税等合計		19,149		48,415
当期純利益		60,515		61,390
非支配株主に帰属する当期純利益		—		—
親会社株主に帰属する当期純利益		60,515		61,390

【連結包括利益計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
当期純利益	60,515	61,390
包括利益 (内訳)	60,515	61,390
親会社株主に係る包括利益	60,515	61,390
非支配株主に係る包括利益	—	—

③ 【連結株主資本等変動計算書】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	67,000	4,020	236,485	307,506	307,506
当期変動額					
剰余金の配当			△5,650	△5,650	△5,650
親会社株主に帰属する 当期純利益			60,515	60,515	60,515
当期変動額合計	—	—	54,865	54,865	54,865
当期末残高	67,000	4,020	291,350	362,371	362,371

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

(単位：千円)

	株主資本				純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	株主資本合計	
当期首残高	67,000	4,020	291,350	362,371	362,371
当期変動額					
剰余金の配当			△14,690	△14,690	△14,690
親会社株主に帰属する 当期純利益			61,390	61,390	61,390
当期変動額合計	—	—	46,700	46,700	46,700
当期末残高	67,000	4,020	338,050	409,071	409,071

④ 【連結キャッシュ・フロー計算書】

(単位：千円)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
営業活動によるキャッシュ・フロー		
税金等調整前当期純利益	79,664	109,806
減価償却費	77,712	69,371
のれん償却額	2,438	2,438
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	△1,875	△7,771
固定資産売却益	△1	—
固定資産除却損	1,694	4,647
関係会社株式売却益	△27,907	—
受取利息及び受取配当金	△401	△1,219
支払利息	6,028	6,796
持分法による投資損益 (△は益)	7,090	—
売上債権の増減額 (△は増加)	55,755	△119,790
棚卸資産の増減額 (△は増加)	11,257	6,875
仕入債務の増減額 (△は減少)	△287,177	62,034
賞与引当金の増減額 (△は減少)	9,747	△7,147
未払金及び未払費用の増減額 (△は減少)	4,020	5,559
前受金の増減額 (△は減少)	5,685	6,961
その他	△18,270	7,531
小計	△74,539	146,093
利息及び配当金の受取額	398	1,209
利息の支払額	△6,028	△6,733
法人税等の支払額又は還付額 (△は支払)	△21,324	△29,490
営業活動によるキャッシュ・フロー	△101,493	111,079
投資活動によるキャッシュ・フロー		
定期預金の増減額 (△は増加)	△10,200	△10
有形固定資産の取得による支出	△3,269	△8,253
有形固定資産の売却による収入	1	—
無形固定資産の取得による支出	△1,100	△6,875
関係会社株式の売却による収入	40,000	—
敷金及び保証金の差入に伴う支出	△34	△13,525
敷金及び保証金の返還に伴う収入	88	60,851
投資活動によるキャッシュ・フロー	25,485	32,186
財務活動によるキャッシュ・フロー		
長期借入れによる収入	100,000	480,000
長期借入金の返済による支出	△301,877	△270,835
配当金の支払額	△5,650	△14,690
財務活動によるキャッシュ・フロー	△207,527	194,475
現金及び現金同等物の増減額 (△は減少)	△283,534	337,740
現金及び現金同等物の期首残高	614,388	330,853
現金及び現金同等物の期末残高	※ 330,853	※ 668,594

【注記事項】

(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項)

1. 連結の範囲に関する事項

すべての子会社を連結しております。

連結子会社の数

1 社

連結子会社の名称

株式会社ジムテック

2. 持分法の適用に関する事項

該当事項はありません。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券

その他有価証券

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

② 棚卸資産

イ 商品及び製品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ロ 仕掛品

主として個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

ハ 原材料及び貯蔵品

主として最終仕入原価法

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備は除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物 3～15年

車両運搬具及び工具器具備品 2～13年

② 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づいております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容及び当該履行義務を充足する時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

①ICT事業

ICT事業においては、主にオフィス向けIT機器・情報セキュリティ関連機器の販売及び保守サービスの提供を行っております。

各種機器等の販売による収益は、機器等の引き渡し時点において顧客が当該機器等に対する支配を獲得することから、履行義務が充足されると判断しており、当該機器等が顧客に引き渡された時点で認識しております。

また、主として保守サービス契約から生じるサービス収益は、関連する履行義務を充足するにつれて、一定期間にわたり認識しております。

②SS事業

SS事業においては、主にシェアオフィスの提供を行っております。

シェアオフィスの賃貸収益は、企業会計基準第13号「リース取引に関する会計基準」に従い会計処理しており、賃貸借期間にわたり収益を認識しております。

(5) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、10年間の定額法により償却しております。

(6) 連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲

手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヵ月以内に償還期限の到来する短期的な投資からなっております。

(重要な会計上の見積り)

1. 固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
有形固定資産	292,566	252,024
無形固定資産（のれんを除く）	31,028	22,864
減損損失	—	—

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、固定資産の減損に係る回収可能性の評価にあたり、事業用資産等について継続的に収支の把握を行っている管理会計上の区分に基づきグルーピングを行っており、収益性が著しく低下した資産グループについて、固定資産の帳簿価額を回収可能価額まで減損し、当該減少額を減損損失として計上しています。

固定資産の回収可能価額については、将来キャッシュ・フロー、割引率、正味売却価額等の前提条件に基づき算出しているため、当初見込んでいた収益が得られなかった場合や、将来キャッシュ・フロー等の前提条件に変更があった場合、固定資産の減損処理を行う可能性があります。

2. のれんの減損

(1) 当連結会計年度の連結財務諸表に計上した金額

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
のれん	12,194	9,755

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社グループは、のれんについて投資単位ごとに投資効果が発現する期間（10年）で均等償却を行っております。のれんの回収可能性については、当社及び子会社の業績や事業計画等を基に検討しており、将来において当初想定した収益等が見込めなくなり、減損の必要性を認識した場合には、当該連結会計年度においてのれんの減損処理を行う可能性があります。

(未適用の会計基準等)

(リースに関する会計基準等)

- ・「リースに関する会計基準」(企業会計基準第34号 2024年9月13日 企業会計基準委員会)
- ・「リースに関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第33号 2024年9月13日 企業会計基準委員会) 等

(1) 概要

企業会計基準委員会において、日本基準を国際的に整合性のあるものとする取組みの一環として、借手の全てのリースについて資産及び負債を認識するリースに関する会計基準の開発に向けて、国際的な会計基準を踏まえた検討が行われ、基本的な方針として、IFRS第16号の単一の会計処理モデルを基礎とするものの、IFRS第16号の全ての定めを採り入れるのではなく、主要な定めのみを採り入れることにより、簡素で利便性が高く、かつ、IFRS第16号の定めを個別財務諸表に用いても、基本的に修正が不要となることを目指したリース会計基準等が公表されました。

借手の会計処理として、借手のリースの費用配分の方法については、IFRS第16号と同様に、リースがファイナンス・リースであるかオペレーティング・リースであるかにかかわらず、全てのリースについて使用権資産に係る減価償却費及びリース負債に係る利息相当額を計上する単一の会計処理モデルが適用されます。

(2) 適用予定日

2028年3月期の期首から適用予定であります。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

「リースに関する会計基準」等の適用による連結財務諸表に与える影響額については、現時点で評価中であります。

(連結貸借対照表関係)

※1 有形固定資産から直接控除した減価償却累計額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
有形固定資産の減価償却累計額	337,253千円	389,338千円

※2 顧客との契約から生じた債権及び契約負債の残高

顧客との契約から生じた債権は「売掛金」に含まれており、契約負債は「前受金」に含まれております。当該残高は、連結財務諸表「注記事項(収益認識関係)3.(1)契約資産及び契約負債の残高等」に記載しております。

(連結損益計算書関係)

※1 顧客との契約から生じる収益

売上高については、顧客との契約から生じる収益及びそれ以外の収益を区分して記載しておりません。顧客との契約から生じる収益の金額は、連結財務諸表「注記事項（収益認識関係）1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報」に記載しております。

※2 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
給料手当	555,029千円	564,963千円
賞与	—	49,502
賞与引当金繰入額	138,473	69,450
貸倒引当金繰入額	1,242	2,279

※3 固定資産売却益の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
車両運搬具及び工具器具備品	1千円	—千円
計	1	—

※4 関係会社株式売却益

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

関係会社株式売却益は、当社持分法適用の関連会社であった株式会社ミンガルの株式の譲渡によるものであります。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

該当事項はありません。

※5 固定資産除却損の内容は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
建物	1,694千円	4,647千円
計	1,694	4,647

(連結株主資本等変動計算書関係)

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式（株）	113,000	—	—	113,000

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2024年6月20日 定時株主総会	普通株式	5,650千円	50円	2024年3月31日	2024年6月21日

(注) 2025年8月1日付で、普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,690千円	130円	2025年3月31日	2025年6月24日

(注) 2025年8月1日付で、普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は当該株式分割前の金額を記載しております。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1. 発行済株式に関する事項

	当連結会計年度期首	増加	減少	当連結会計年度末
普通株式(株)	113,000	1,017,000	—	1,130,000

(注) 2025年8月1日付で、普通株式1株につき10株の株式分割を行っております。

2. 自己株式に関する事項

該当事項はありません。

3. 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

該当事項はありません。

4. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2025年6月23日 定時株主総会	普通株式	14,690千円	130円	2025年3月31日	2025年6月24日

(注) 2025年8月1日付で、普通株式1株につき10株の株式分割を行っておりますが、上記の1株当たり配当額は当該株式分割前の金額を記載しております。

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2026年6月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	14,690千円	13円	2026年3月31日	2026年6月30日

(連結キャッシュ・フロー計算書関係)

※ 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係は、次のとおりであります。

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
現金及び預金勘定	361,254千円	699,005千円
預入期間が3ヵ月を超える定期預金	△30,400	△30,411
現金及び現金同等物	330,853	668,594

(金融商品関係)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主として銀行等金融機関からの借入により資金を調達しております。また、資金運用は安全性の高い金融資産で運用しており、デリバティブ取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、ほとんどが1年以内の支払期日であり、流動性リスクに晒されております。

借入金は、主に運転資金や設備投資に係る資金調達を目的としたものであり、完済日は決算日後、最長で5年後であります。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、売掛金に係る顧客の信用リスクについて、与信管理規程に基づいて主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

② 市場リスクの管理

当社グループは、投資有価証券について、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、また、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき財務経理部が適時に資金繰計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

前連結会計年度（2025年3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（※3）	590,836	590,763	△72
負債計	590,836	590,763	△72

(※1) 「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」並びに「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(※2) 市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	前連結会計年度（千円）
非上場株式	1,300

(※3) 1年内返済予定の長期借入金239,846千円は、長期借入金に含めて表示しております。

当連結会計年度（2026年 3月31日）

	連結貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
長期借入金（※ 3）	800,001	796,935	△3,065
負債計	800,001	796,935	△3,065

（※ 1）「現金及び預金」、「売掛金」、「支払手形及び買掛金」並びに「未払金」については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

（※ 2）市場価格のない株式等は、時価開示の対象としておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は以下のとおりであります。

区分	当連結会計年度（千円）
非上場株式	1,300

（※ 3） 1年内返済予定の長期借入金304,470千円は、長期借入金に含めて表示しております。

（注） 1．金銭債権の連結決算日後の償還予定額

前連結会計年度（2025年 3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	361,254	—	—	—
売掛金	764,888	—	—	—
合計	1,126,142	—	—	—

当連結会計年度（2026年 3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	699,005	—	—	—
売掛金	884,679	—	—	—
合計	1,583,684	—	—	—

（注） 2．長期借入金の連結決算日後の返済予定額

前連結会計年度（2025年 3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（※）	239,846	201,668	97,473	43,808	5,724	2,317
合計	239,846	201,668	97,473	43,808	5,724	2,317

（※）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

当連結会計年度（2026年 3月31日）

	1年以内 (千円)	1年超 2年以内 (千円)	2年超 3年以内 (千円)	3年超 4年以内 (千円)	4年超 5年以内 (千円)	5年超 (千円)
長期借入金（※）	304,470	200,109	137,360	91,716	66,346	—
合計	304,470	200,109	137,360	91,716	66,346	—

（※）長期借入金には、1年内返済予定の長期借入金が含まれております。

3 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産又は負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定に係るインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価
時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

前連結会計年度（2025年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	243,376	—	243,376
長期借入金	—	347,387	—	347,387
負債計	—	590,763	—	590,763

当連結会計年度（2026年3月31日）

区分	時価（千円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
1年内返済予定の長期借入金	—	311,172	—	311,172
長期借入金	—	485,762	—	485,762
負債計	—	796,935	—	796,935

（注）時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

長期借入金（1年内返済予定を含む）

長期借入金の時価は、元利金の合計額と、当該債務の残存期間及び信用リスクを加味した利率を基に、割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

(ストック・オプション等関係)

1. スtock・オプションにかかる費用計上額及び科目名
該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模及びその変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第2回ストック・ オプション	第3回ストック・ オプション	第4回ストック・ オプション
決議年月日	2019年10月31日	2019年11月29日	2025年3月27日
付与対象者の区分及び人数	当社取締役4名 当社監査役2名 当社従業員56名 当社子会社取締役4名 当社子会社従業員3名	社外協力者2名	当社取締役3名 当社監査役2名 当社従業員23名 当社子会社取締役2名
株式の種類及び付与数(株) (注) 1. 2.	普通株式 71,500株	普通株式 2,000株	普通株式 30,000株
付与日	2019年11月6日	2019年12月4日	2025年3月31日
権利確定条件	「第5【発行者の状況】1【株式等の状況】(2)【新株予約権等の状況】」に記載のとおりであります。		
対象勤務期間	対象勤務期間の定めはありません。		
権利行使期間	2021年12月1日～ 2029年8月31日	2022年1月1日～ 2029年8月31日	2027年4月1日～ 2035年2月28日

(注) 1. 株式数に換算して記載しております。

2. 2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割を反映した株式数を記載しております。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

当連結会計年度(2026年3月期)において存在したストック・オプションを対象とし、ストック・オプションの数については、株式数に換算して記載しております。

① スtock・オプションの数

	第2回ストック・ オプション	第3回ストック・ オプション	第4回ストック・ オプション
決議年月日	2019年10月31日	2019年11月29日	2025年3月27日
権利確定前(株)			
前連結会計年度末	49,000	2,000	30,000
付与	—	—	—
失効	10,000	—	2,000
権利確定	—	—	—
未確定残	39,000	2,000	28,000
権利確定後(株)			
前連結会計年度末	—	—	—
権利確定	—	—	—
権利行使	—	—	—
失効	—	—	—
未行使残	—	—	—

(注) 2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割を反映した株式数を記載しております。

② 単価情報

	第2回ストック・オプション	第3回ストック・オプション	第4回ストック・オプション
決議年月日	2019年10月31日	2019年11月29日	2025年3月27日
権利行使価格（円）	650	650	300
行使時平均株価（円）	—	—	—
付与日における公正な評価単価（株）	—	—	—

（注）2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っているため、当該株式分割を反映した数値を記載しております。

3. スtock・オプションの公正な評価単価の見積方法

当社株式は非上場であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積りによっております。また、単位当たりの本源的価値の見積方法は、ディスカウント・キャッシュフロー方式及び純資産方式に基づき算定しております。なお、算定の結果、付与時点における株式の評価額が新株予約権の行使時の払込金額と同額であるため、単位当たりの本源的価値はゼロとなり、ストック・オプションの公正な評価単価もゼロとして算定しております。

4. スtock・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的な見積りは困難であるため、実績の失効数のみ反映させる方法を採用しております。

5. スtock・オプションの単位当たりの本源的価値により算定を行う場合の当連結会計年度末における本源的価値の合計額及び当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

- （1）当連結会計年度末における本源的価値の合計額 一千円
- （2）当連結会計年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額 一千円

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
繰延税金資産		
税務上の繰越欠損金	4,899千円	10,158千円
賞与引当金	25,876	23,890
資産除去債務	32,877	37,932
未払事業所税	297	302
その他	6,362	4,279
繰延税金資産小計	70,313	76,563
評価性引当額	△36,562	△47,735
繰延税金資産合計	33,751	28,828
繰延税金資産の純額	33,751	28,828

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前連結会計年度 (2025年3月31日)	当連結会計年度 (2026年3月31日)
法定実効税率	33.8%	34.4%
(調整)		
住民税均等割	1.1	0.8
評価性引当額の増減	△0.2	10.2
軽減税率の影響	△1.1	△0.8
持分法による投資損失	3.0	—
関係会社株式売却益	△11.8	—
その他	△0.8	△0.5
税効果会計適用後の法人税等の負担率	24.0	44.1

(資産除去債務関係)

資産除去債務のうち連結貸借対照表に計上しているもの

(1) 当該資産除去債務の概要

建物の不動産賃貸借契約に伴う原状回復義務等であります。

(2) 当該資産除去債務の金額の算定方法

使用見込期間を取得から5～10年と見積り、割引率は0.1%を使用して資産除去債務の金額を計算しております。

(3) 当該資産除去債務の総額の増減

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
期首残高	91,144千円	102,162千円
時の経過による調整額	11,017	12,328
資産除去債務の履行による減少額	—	△1,628
期末残高	102,162	112,862

(収益認識関係)

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、「注記事項（セグメント情報等）」に記載のとおりであります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「注記事項（連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項） 4. 会計方針に関する事項（4）重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

(単位：千円)

	前連結会計年度	当連結会計年度
顧客との契約から生じた債権（期首残高）	816,987	758,940
顧客との契約から生じた債権（期末残高）	758,940	881,470
契約負債（期首残高）	4,372	6,319
契約負債（期末残高）	6,319	14,625

(注) 顧客との契約から生じた契約負債は、連結貸借対照表において「前受金」として表示しております。当連結会計年度に認識された収益の額のうち期首現在の契約負債残高に含まれていた額は6,319千円であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価値

当社グループでは、残存履行義務に配分した取引価格については、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、実務上の便法を適用し、記載を省略しております。また、顧客との契約から生じる対価の中に、取引価格に含まれていない重要な金額はありません。

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

1 報告セグメントの概要

当社の報告セグメントは、当社の構成単位のうち分離された財務情報が入手可能であり、取締役会が経営資源の配分の決定及び業績を評価するために、定期的に検討を行う対象となっているものであります。

当社は、ICT事業・SS事業それぞれに製品・サービスを展開し、包括的な戦略を立案し、事業活動を展開しております。したがって、当社は、製品・サービス別のセグメントから構成されており、「ICT事業」及び「SS事業」の2つを報告セグメントとしております。

「ICT事業」は、主にオフィスのITインフラ・ソリューションを中心とした物販を行っている事業であります。「SS事業」は、主にシェアオフィス・レンタルオフィスの運営を中心に行っている事業であります。

2 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額の算定方法

報告されている事業セグメントの会計処理の方法は、連結財務諸表を作成するために採用される会計方針に準拠した方法であります。報告セグメントの利益は、営業利益ベースの数値であります。

3 報告セグメントごとの売上高、利益又は損失、資産、負債その他の項目の金額に関する情報及び収益の分解情報
前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額 (注) 1.	連結財務諸表 計上額 (注) 2.
	ICT事業	SS事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	3,605,987	9,491	3,615,478	—	3,615,478
一定の期間にわたり移転 される財	314,606	57,735	372,341	—	372,341
顧客との契約から生じる収益	3,920,593	67,226	3,987,819	—	3,987,819
その他の収益	—	598,567	598,567	—	598,567
外部顧客への売上高	3,920,593	665,793	4,586,387	—	4,586,387
セグメント間の内部売上高 又は振替高	44	11,700	11,744	△11,744	—
計	3,920,637	677,493	4,598,131	△11,744	4,586,387
セグメント利益	417,377	144,174	561,552	△490,755	70,796
セグメント資産	1,126,173	502,124	1,628,297	193,950	1,822,248
その他の項目					
減価償却費	20,951	48,846	69,797	7,914	77,712
のれんの償却額	—	2,438	2,438	—	2,438
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	8,249	—	8,249	1,197	9,447

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

(1) セグメント利益の調整額△490,755千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。

全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。

(2) セグメント資産の調整額193,950千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

(3) 減価償却費の調整額7,914千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。

(4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額1,197千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産であります。

2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

（単位：千円）

	報告セグメント			調整額 (注) 1.	連結財務諸表 計上額 (注) 2.
	ICT事業	SS事業	計		
売上高					
一時点で移転される財	4,094,254	9,025	4,103,279	—	4,103,279
一定の期間にわたり移転 される財	315,607	17,019	332,627	—	332,627
顧客との契約から生じる収益	4,409,861	26,045	4,435,906	—	4,435,906
その他の収益	—	611,682	611,682	—	611,682
外部顧客への売上高	4,409,861	637,727	5,047,589	—	5,047,589
セグメント間の内部売上高 又は振替高	25	11,655	11,680	△11,680	—
計	4,409,886	649,382	5,059,269	△11,680	5,047,589
セグメント利益	514,082	138,772	652,855	△528,042	124,813
セグメント資産	1,467,700	455,651	1,923,352	249,800	2,173,153
その他の項目					
減価償却費	20,847	45,578	66,426	2,945	69,371
のれんの償却額	—	2,438	2,438	—	2,438
有形固定資産及び無形固定資産 の増加額	12,110	7,162	19,272	5,846	25,118

(注) 1. 調整額は、以下のとおりであります。

- (1) セグメント利益の調整額△528,042千円は、各報告セグメントに配分していない全社費用等であります。
全社費用は、主に報告セグメントに帰属しない一般管理費であります。
 - (2) セグメント資産の調整額249,800千円は、各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
 - (3) 減価償却費の調整額2,945千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産に係る減価償却費であります。
 - (4) 有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額5,846千円は、主に各報告セグメントに配分していない全社資産であります。
2. セグメント利益は、連結財務諸表の営業利益と調整を行っております。

【関連情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社オリコビジネスリース	739,797	ICT事業

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

1. 製品及びサービスごとの情報

セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

2. 地域ごとの情報

(1) 売上高

本邦以外の外部顧客への売上高がないため、該当事項はありません。

(2) 有形固定資産

本邦以外に所在している有形固定資産がないため、該当事項はありません。

3. 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	売上高	関連するセグメント名
株式会社オリコビジネスリース	749,719	ICT事業

【報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報】

該当事項はありません。

【報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報】

前連結会計年度（自 2024年4月1日 至 2025年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	ICT事業	SS事業	計		
当期末残高	—	12,194	12,194	—	12,194

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

当連結会計年度（自 2025年4月1日 至 2026年3月31日）

(単位：千円)

	報告セグメント			調整額	合計
	ICT事業	SS事業	計		
当期末残高	—	9,755	9,755	—	9,755

(注) のれん償却額に関しては、セグメント情報に同様の情報を開示しているため、記載を省略しております。

【報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報】

該当事項はありません。

【関連当事者情報】

前連結会計年度(自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当連結会計年度(自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)

1 関連当事者との取引

(1) 連結財務諸表提出会社と関連当事者との取引

該当事項はありません。

2 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

(1株当たり情報)

	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり純資産額	320.68円	362.01円
1株当たり当期純利益金額	53.55円	54.33円
潜在株式調整後1株当たり当期純利益	—	53.91円

- (注) 1. 前連結会計年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、潜在株式は存在するものの、普通株式の期中平均株価がないため、記載しておりません。
2. 当社は、2025年8月1日付で普通株式1株につき10株の割合で株式分割を行っております。前連結会計年度の期首に当該株式分割が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。
3. 1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前連結会計年度 (自 2024年4月1日 至 2025年3月31日)	当連結会計年度 (自 2025年4月1日 至 2026年3月31日)
1株当たり当期純利益金額		
親会社株主に帰属する当期純利益(千円)	60,515	61,390
普通株主に帰属しない金額(千円)	—	—
普通株式に係る親会社株主に帰属する 当期純利益 (千円)	60,515	61,390
普通株式の期中平均株式数(株)	1,130,000	1,130,000
潜在株式調整後1株当たり当期純利益		
当期純利益調整額(千円)	—	—
普通株式増加数(株)	—	8,693
(うち、新株予約権(株))	—	(8,693)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後 1株当たり当期純利益金額の算定に含まれな かった潜在株式の概要	新株予約権4種類 第1回新株予約権 22個 (普通株式 22,000株) 第2回新株予約権 4,900個 (普通株式 49,000株) 第3回新株予約権 200個 (普通株式 2,000株) 第4回新株予約権 3,000個 (普通株式 30,000株)	—

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

⑤ 【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

区分	当期首残高 (千円)	当期末残高 (千円)	平均利率 (%)	返済期限
1年以内に返済予定の長期借入金	239,846	304,470	1.341	—
長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)	350,990	495,531	1.469	2027年4月～ 2031年3月
合計	590,836	800,001	—	—

(注) 1. 「平均利率」については、借入金等の期末残高に対する加重平均利率を記載しております。

2. 長期借入金(1年以内に返済予定のものを除く)の連結決算日後5年間の返済予定額は以下のとおりであります。

区分	1年超2年以内 (千円)	2年超3年以内 (千円)	3年超4年以内 (千円)	4年超5年以内 (千円)
長期借入金	200,109	137,360	91,716	66,346

【資産除去債務明細表】

本明細表に記載すべき事項が連結財務諸表規則第15条の23に規定する注記事項として記載されているため、記載を省略しております。

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第 7 【外国為替相場の推移】

該当事項はありません。

第 8 【発行者の株式事務の概要】

事業年度	毎年 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで
定時株主総会	毎事業年度終了後 3 ヶ月以内
基準日	毎年 3 月 31 日
株券の種類	—
剰余金の配当の基準日	毎年 3 月 31 日 毎年 9 月 30 日
1 単元の株式数	100 株
株式の名義書換え	
取扱場所	—
株主名簿管理人	—
取次所	—
名義書換手数料	—
新券交付手数料	—
単元未満株式の買取り	
取扱場所	大阪府大阪市中央区伏見町三丁目 6 番 3 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号 三菱 U F J 信託銀行株式会社
取次所	三菱 U F J 信託銀行株式会社 本店及び全国各支店
買取手数料	株式の売買の委託に係る手数料相当額として別途定める金額
公告掲載方法	当社の公告方法は、電子公告としております。 ただし、事故その他やむを得ない事由により電子公告をすることができないときは、日本経済新聞に掲載する方法とします。 当社の公告掲載 URL は以下のとおりであります。 https://mjeinc.co.jp/ir/
株主に対する特典	該当事項はありません。

(注) 当社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない旨を定款に定めております。

- (1) 会社法第 189 条第 2 項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第 166 条第 1 項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利

第二部 【特別情報】

第1 【外部専門家の同意】

該当事項はありません。

第三部 【当該有価証券以外の有価証券に関する事項】

該当事項はありません。

独立監査人の監査報告書

2026 年 6 月 29 日

株式会社M J E
取締役会 御中

Amaterasu 有限責任監査法人

東京都渋谷区

指定有限責任社員 公認会計士 福留 聡
業 務 執 行 社 員

指定有限責任社員 公認会計士 高山 行紀
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、株式会社東京証券取引所の特定上場有価証券に関する有価証券上場規程の特例第 128 条第 3 項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社M J E の 2025 年 4 月 1 日から 2026 年 3 月 31 日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社M J E 及び連結子会社の 2026 年 3 月 31 日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、発行者情報に含まれる情報のうち、連結財務諸表及びその監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査

法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関し

て重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手するために、連結財務諸表の監査を計画し実施する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

(注) 上記の監査報告書の原本は当社(発行者情報提出会社)が別途保管しております。